

平成 30 年度林野庁補助事業

木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「クリーンウッド」普及促進事業のうち

木材関連事業者登録の推進

**平成 30 年度
木材関連事業者登録の推進事業
報告書**

平成 31 年 3 月

一般社団法人 全国木材組合連合会

はじめに

この報告書は、平成 30 年度「木材関連事業者登録の推進」の成果概要を記述したものである。

当会では、違法伐採問題に対処するため、平成 18 年度から木材関係団体等の協力も得ながら「違法伐採総合対策推進事業」など関連事業に取り組んできた。林野庁が平成 18 年に定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、現在では全国 151 の認定団体から認定を受けた約 12,000 の事業者が合法木材を供給している。さらに、この取り組みから 10 年後の平成 28 年 5 月に、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」が成立し、合法木材を取り巻く環境も大きな転機を迎えることとなった。

この法律の中で、新たに登録制度がつくられ現在登録を受けた事業者（登録木材関連事業者）が全国に増えつつある。この事業では、クリーンウッド法の意義や理解の促進を通じて登録推進のための環境づくりを進め、クリーンウッド法のスムーズな運用に向けての活動を行ってきた。

本報告書が合法伐採木材の一層の利用促進が進み、クリーンウッド法が効果的に運用され、違法伐採材の排除につながる一助となれば幸いである。

平成 31 年 3 月

一般社団法人 全国木材組合連合会
会長 鈴木和雄

平成 30 年度木材関連事業者登録の推進 報告書 目次

はじめに

第1章 概 要

1 平成 30 年度「クリーンウッド」普及促進のうち木材関連事業者登録の推進事業の骨子	1
2 取り組みの成果と報告書の構成 (年間スケジュール)	1 3

第2章 合法性が証明された木材の供給体制の状況

1 合法性が証明された木材の供給体制の概要	4
2 平成 29 年度における合法木材の取扱実績	4

第3章 事業者への登録のための普及啓発活動

クリーンウッド法登録推進中央セミナーの開催	6
-----------------------	---

第4章 クリーンウッド法の理解及び登録の推進と木材の合法性証明の信頼性向上

1 専門家派遣等によるクリーンウッド法登録推進相談会・セミナーの開催	13
2 合法木材ナビによる情報提供	14

第5章 需要者・消費者へのクリーンウッド法の周知と合法木材の普及啓発

地方での一般消費者・需要者向けの普及キャンペーン	16
--------------------------	----

巻末資料

1 クリーンウッド法登録推進中央セミナー発表資料	25
2 クリーンウッド法登録推進相談会・セミナー発表資料	53

第1章 概 要

1 平成 30 年度「クリーンウッド」普及促進のうち木材関連事業者登録の推進事業の骨子

平成 18 年に林野庁が定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（以下ガイドライン）」に基づき合法証明がなされた木材・木材製品（以下「合法木材」という。）の供給体制は、平成 31 年 3 月末で 12,000 社を超え、全国各地でその整備が進展している。合法木材は、グリーン購入法に基づく公共調達の対象となっているのみならず、一般住宅についても建築施工や木材製品の製造に係る幅広い関係者に普及拡大している。

また、平成 29 年 5 月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」が施行され、木材関連事業者は、自らが取り扱う木材、木材製品について、その合法性を確認することが求められることとなった。この法律の中で新たに登録制度がつくられ、登録木材関連事業者の数も平成 31 年 3 月時点で約 200 社となり、徐々に増えてきている。

このような状況の中、クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材（合法伐採木材）の利用を促進し、登録についての理解を深め推進するため、今年度はこの事業の中で、①木材関連事業者に対してクリーンウッド法登録推進中央セミナーの開催、②地方におけるクリーンウッド法登録推進相談会・セミナーの開催、③需要者・消費者へのクリーンウッド法の周知と合法木材の普及啓発活動に取り組んだ。

2 取り組みの成果と報告書の構成

（1）合法性が証明された木材の供給体制の状況（第 2 章）

平成 18 年度から取り組みを始めた合法木材の供給システムでは、平成 30 年度末時点で 151 の業界団体によって認定された業界団体認定合法木材供給事業者の数は約 12,100 事業者となり、合法木材の供給体制に関しては全国で合法木材供給体制が整備されている。

また、合法木材の取扱い実績も毎年増加傾向にある。これからは、クリーンウッド法に基づき合法伐採木材の利用を進めていくためにも、ガイドラインに基づいた合法証明書を適切に発行していくことが求められる。

（2）事業者への登録のための普及啓発活動（第 3 章）

木材関連事業者等関係者を広く募ってクリーンウッド法登録推進中央セ

ミナーを9月に東京で開催した。約60名が参加し、林野庁、登録実施機関（日本合板検査会等）の担当者を講師に迎え、法律の概要、登録の意義と手順について説明を受けた。

(3) クリーンウッド法の理解及び登録の推進と木材の合法性証明の信頼性向上（第4章）

ア 専門家派遣によるクリーンウッド法登録推進相談会・セミナーの開催
都道府県木連等の認定団体が全木連と共に開催し、林野庁、登録実施機関、全木連等の担当者を講師として登録推進のための相談会とセミナーを開催した。（一部では、都道府県木連等の担当者が説明）

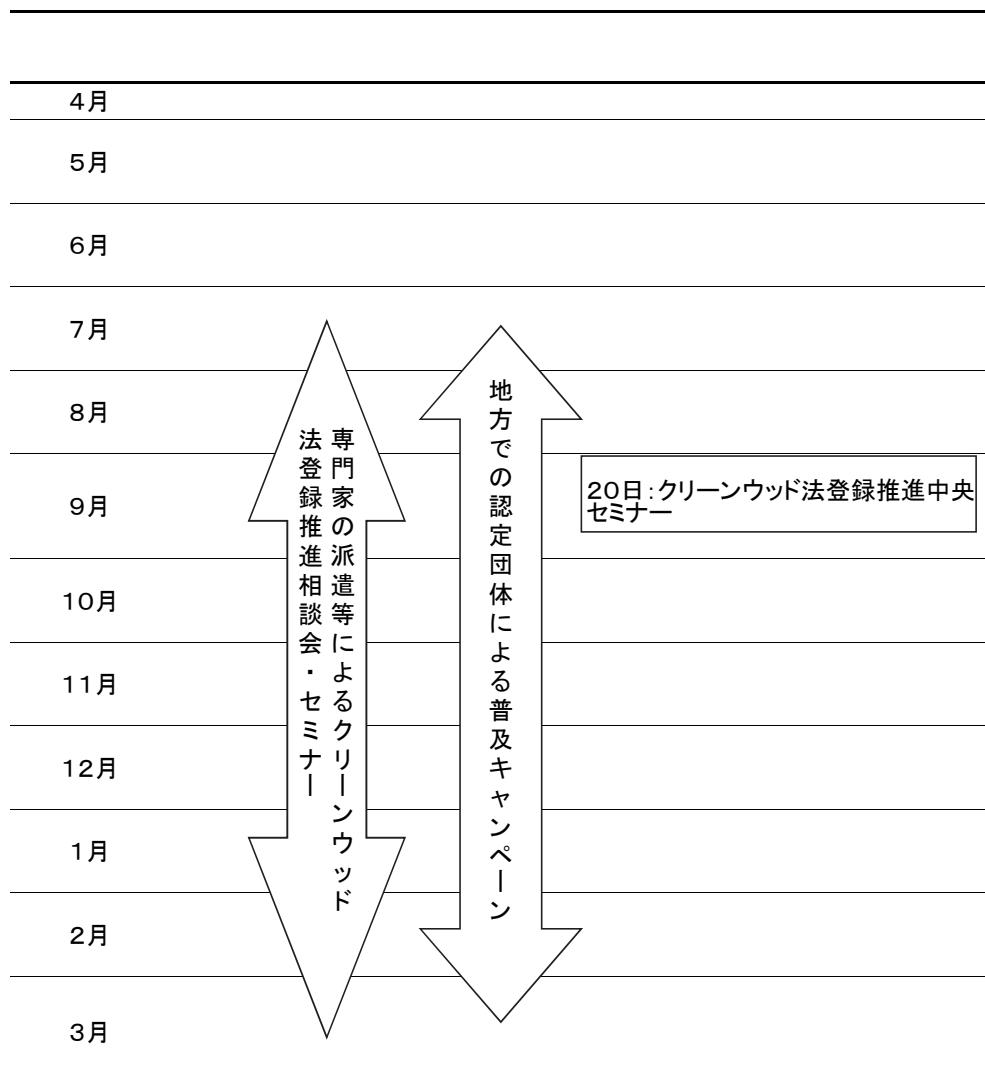
イ 合法木材ナビの充実

我が国の違法伐採対策、合法木材の供給システムに関する情報、海外の関連情報を一元的に提供するため、合法木材の認定事業者名簿、セミナー等の開催情報を「合法木材ナビ」ホームページで提供した。また、合法木材を調達する民間事業者、木材関連事業者等からの問い合わせに対応した。

(4) 需要者・消費者へのクリーンウッド法の周知と合法木材の普及啓発（第5章）

ア 地方での一般消費者・需要者向けの普及キャンペーン
都道府県木連等の認定団体が、地域のイベントに出展したり、木材関連事業者で構成される関係団体にパンフレット等を配布するなどしてクリーンウッド法の意義や内容について普及活動や登録推進のための活動を実施した。

平成30年度木材関連事業者登録の推進事業 <年間スケジュール>



第2章 合法性が証明された木材の供給体制の状況

1 合法性が証明された木材の供給体制の概要

合法木材供給事業者の認定団体数及び認定事業者数は下表のとおりで、平成31年3月末現在では、認定団体数が151(昨年151)、認定事業者数が約12,170(昨年約12,230)となっている。

合法木材供給事業者認定団体及び認定事業者数

平成31年3月31日現在

団体区分	認定団体数	認定事業者数
中央団体	25	1,990
地方団体	126	10,178
計	151	12,168

(注) 林業・木材団体で「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月林野庁)」に基づいて合法木材供給事業者の認定を行っている木材組合、森林組合、素材生産、木材チップ生産、木材流通等の団体及び各団体が認定した事業者数を計上

2 平成29年度における合法木材の取扱実績

昨年度の合法木材の取扱実績を次ページの表にとりまとめた。平成29年度は、合法木材証明システムが始まって12年目に当たり、その間の合法木材の取扱実績は年々増加の傾向にある。

例えば、素材生産のうち合法木材の量は、18年度の実績では906千m³であったのに対し、11,044千m³となり12.2倍になっている。同じく素材流通業者の取り扱った合法木材は951千m³に対し10,628千m³の11.2倍となっている。また、取扱量の総数に占める合法木材の比率についても、素材生産では40%から82%に、素材流通では16%から73%に、素材流通(輸入)では9%から54%に増加するなど、合法木材の供給量は着実に増加している。

また、取扱実績を報告する認定団体及び認定事業体の数については、18年度では、認定団体数61、認定事業体数2,267であったのに対し、団体数では約2.1倍の128団体に、認定事業対数では約4.4倍の9,741社で、こちらも

着実に増加している。

平成 29 年度合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱

実績（報告期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

業種		木材・木製品 の取扱量 (総数)	うち、合法性 が証明され たもの	割合 A／B	認定 事業体数
		A	B		
		千 m ³	千 m ³		
素材生産	(国内)	13,413	11,044	0.82	2,221
素材流通	(国内注)	14,586	10,628	0.73	616
木材加工	(国内注)	28,790	17,736	0.62	3,170
木材流通	(国内注)	19,329	7,164	0.37	3,573
その他	(国内注)	143	79	0.55	122
素材流通	(輸入)	1,656	887	0.54	3
木材流通	(輸入)	6,292	1,426	0.23	36

- (注) 1 全国木材組合連合会の要請に基づいて実績報告を提出した 128 認定団体
9,741 認定事業体の数値を集計したものである。(平成 30 年 10 月調査)
2 国内注：国内における流通加工業にかかるもので一部輸入材も含む

第3章 事業者への登録のための普及啓発活動

クリーンウッド法登録推進中央セミナーの開催

クリーンウッド法の中で新たに設けられた木材関連事業者の登録制度を推進するため、また国民のニーズを踏まえたクリーンウッド法の趣旨・目的の理解を促進するためのセミナーを開催した。概要は以下の通り。

主 催 一般社団法人 全国木材組合連合
日 時 2018（平成30）年9月20日（木） 13時30分～16時00分
場 所 東京木材問屋協同組会 木材会館 7階ホール
東京都江東区新木場1-18-8

【プログラム】

開会 13:30

挨拶

〈第1部 セミナー〉

講演① クリーンウッド法の概要について 13:40～14:20

講師：林野庁林政部木材利用課 課長 長野麻子様

講演② クリーンウッド法の登録制度について 14:20～15:00

講師：公益財団法人日本合板検査会 専務理事 尾方伸次様

（休憩）

質疑応答

〈第2部 相談会〉

登録に関する個別相談（希望者のみ）

終了 16:00

セミナーには木材関連事業者を中心に約60名が参加し、法律の概要、登録制度についての説明を受けた。（発表資料を巻末に掲載）また、第2部では、登録を検討している事業者に対して、個別相談を実施した。



写真3－1 セミナーの様子（林野庁長野課長の講演）



写真3－2 セミナーの様子（講演を聞く参加者）

なお、地方セミナーの開催状況は、以下の写真のとおりである。

(1) 専門家の派遣を受けて実施したセミナー



写真4－1 全木連の講師による青森県木連のセミナー（青森市）



写真4－2 全木連の講師による宮城県木連のセミナー（仙台市）



写真4－3 全木連の講師による新潟県木連のセミナー（新潟市）



写真4－4 全木連の講師による愛媛県木連のセミナー（松山市）



写真4－5 全木連の講師による鹿児島県木連のセミナー（鹿児島市）



写真4－6 登録実施機関の講師による山梨県木連のセミナー（南アルプス市）

(2) 認定団体が主体で実施した地方セミナー



写真4－7 北海道木連のセミナー（旭川市）



写真4－8 秋田県素材生産流通連のセミナー（秋田市）



写真4－9 奈良県木連のセミナー（橿原市）



写真4－10 熊本県木連のセミナー（熊本市）

第4章 クリーンウッド法の理解及び登録の推進と木材の合法性証明の信頼性向上

1 専門家派遣等によるクリーンウッド法登録推進相談会・セミナーの開催

平成30年7月から平成31年3月にかけて、全国の46の合法木材供給事業者認定団体が79か所の会場で全木連、県下の認定団体と共にクリーンウッド法登録推進相談会・セミナーを開催した。

合法木材認定事業者の担当者、建築関係の事業者、森林組合、県庁等の行政関係者等様々な関係者の参加があった。参加者数は、すべての会場を合わせて延べ3,615人であった。

(1) 専門家の派遣を受けて実施したセミナー

平成30年7月から平成31年3月にかけて、登録実施機関（日本合板検査会など）、全木連から講師（専門家）を派遣して全国30の認定団体が全木連と県下20の認定団体と共に開催された。また、一部では、林野庁から講師を招いた会場もあった。セミナーでは、クリーンウッド法の内容や木材関連事業者の登録の仕組み・申請方法の手順・様式等の説明がなされた。また、希望者には、登録についての個別相談がセミナー終了後に行われた。

- ・セミナー参加者総数： 2,141名

(2) 各認定団体が主体で実施したセミナー

上記（1）と同様の内容で、認定団体が自ら説明をする形で実施したセミナー・相談会が、全国16の認定団体で実施された。

- ・セミナー参加者総数： 1,474名

2 合法木材ナビによる情報提供

合法木材、林野庁ガイドラインの総合情報サイト「合法木材ナビ」（全木連が管理・運営。URLは、<http://www.goho-wood.jp/>）は、平成18年（2006年）に開設して以来、我が国の違法伐採対策、合法木材供給システム、海外の関連情報を一元的に提供し、合法伐採木材関連情報の提供窓口として定着している。

平成30年度は、特に、クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）に関するイベント情報、研修会情報を適宜掲載し、新しい情報の迅速な提供に努めた。開設以来のアクセス数（閲覧数）の推移を図4-1に示す。本年度も引き続き多くのアクセスがあった。コンテンツのなかでも合法木材供給システムの仕組み、供給事業者の登録リスト等がよく閲覧されているものと思われる。さらに、平成29年5月にクリーンウッド法が施行されたことで、ガイドラインに基づく合法証明の仕組みと証明書について、あらためて関心が高まっていることが感じられる。そのような観点からも、合法木材ナビの重要性は今後も高まることが考えられる。また、このホームページ上から問合せフォームを使ったEメールによる受付窓口を開設している（次項参照）。なお、クリーンウッド法については、林野庁のホームページ内に「クリーンウッド・ナビ」が開設され、情報提供が行われており、合法木材ナビのトップページにも、クリーンウッド・ナビへの大きなバナーをつけて利用者への便宜を図っている。（図4-2参照）（URLは、<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>）

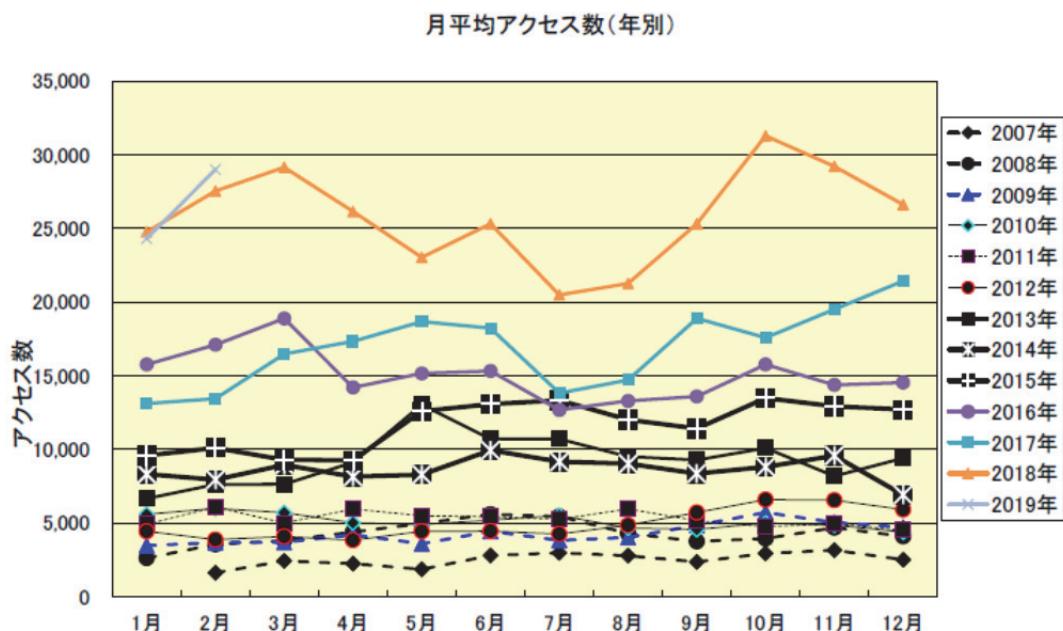


図4-1 「合法木材ナビ」ホームページのアクセス数（ページ閲覧数）

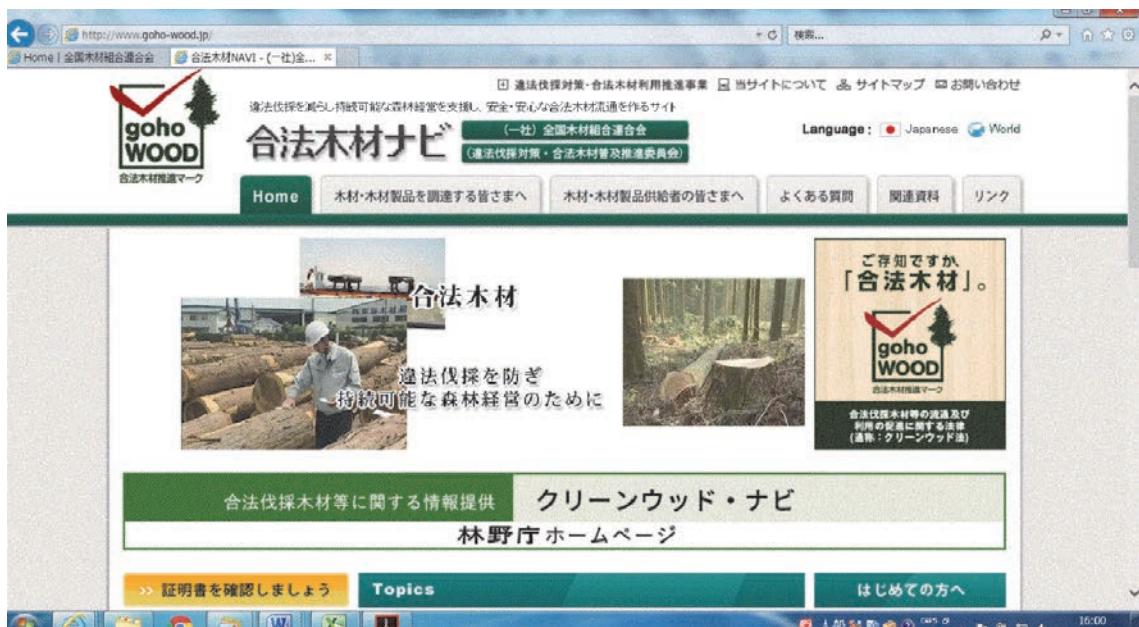


図4－2 合法木材ナビトップページ

○問合せ窓口としての合法木材ナビの機能

認定団体・業界関係者だけでなく一般の消費者、合法木材の需要者・調達者からの問合せに迅速・的確に対応できるよう、合法木材ナビの中に問合せフォームを設置して問い合わせ対応システムを設置しているが、平成30年度にはおよそ15件の問い合わせがあった。なお、平成22年3月の問合せシステム導入から本年3月まで、このシステムを使った連絡は、およそ250件にのぼっている。問合せは、木材業界関係者（特に合法木材供給事業者、クリーンウッド法の木材関連事業者）からのものが多く、合法木材ナビの掲載情報の修正依頼、ログイン情報等への問い合わせ等が多い。また、クリーンウッド法関係の問合せも散見されるようになった。

第5章 需要者・消費者へのクリーンウッド法の周知と合法木材の普及啓発

地方での一般消費者・需要者向けの普及キャンペーン

クリーンウッド法の周知と合法伐採木材の需要の促進を図るために、全国各地での普及活動が重要であることから、各県木連を中心に積極的に取り組んでいるところである。

本年度は38の認定団体がこの事業に取組み、全国各地で地方公共団体、企業、木材関連事業者、建設・建築関係団体及び一般消費者等に対して、クリーンウッド法の周知と合法伐採木材の利用拡大について普及キャンペーンを実施した。

具体的なキャンペーン内容は以下のとおりである。

ア 県等が主催するイベントへの参加による普及活動

33の認定団体が、道府県や各種団体が主催する60のイベントに出展・参加して、クリーンウッド法の解説タペストリーや合法伐採木材の解説パネル・ポスターの展示、パンフレットの配布、合法伐採木材製品の展示、木工教室の開催、アンケート等を行った。この各地のイベントには、延べ67万人の来場者が有ったと報告されており、積極的なキャンペーンを行うことができた。



写真5-1 IFFTライフスタイルへ出展（全天連・家具産業振興会）



写真 5－2 石川県農林業まつりへ出展（石川県木振協）



写真 5－3 暮らし博 2018 へ出展（静岡県木連）

イ 地方自治体等を訪問しての普及活動

11 の認定団体が、国・県の組織、市町村、建築士会、建設業協会等の関係団体の窓口を訪問して、首長や担当者にクリーンウッド法の説明やパンフレットを配布して、合法伐採木材の利用拡大の要請を行った。

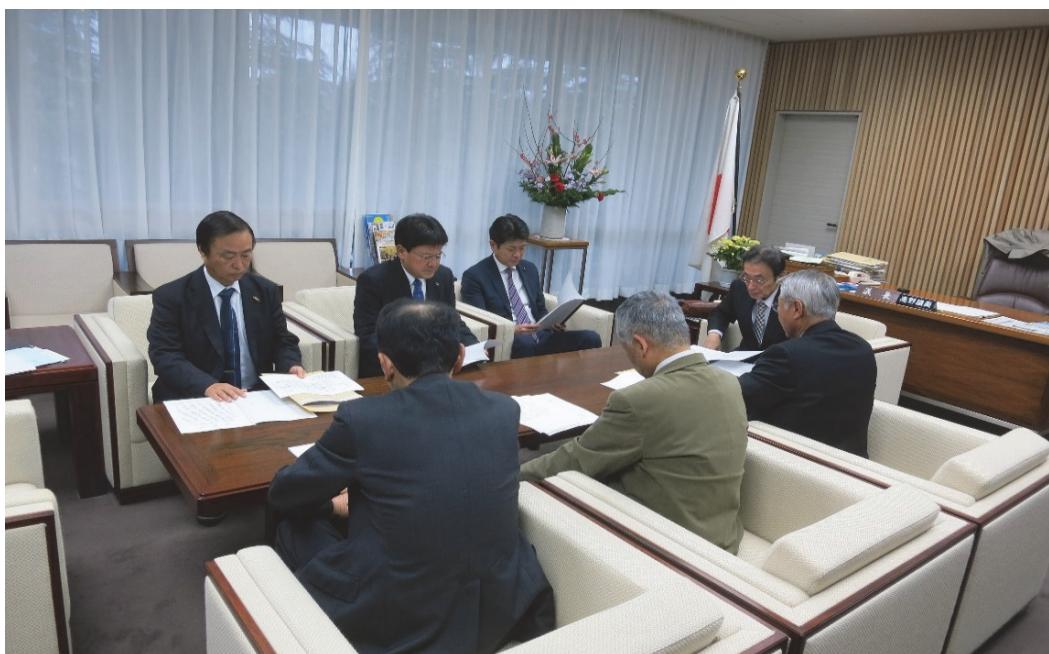


写真5－4 地方自治体等（県議会議長）を訪問し要請（富山県木連）



写真5－5 町庁舎建設に合法伐採木材の使用を要請（長野県木連）

ウ 地方自治体職員への説明会等開催

2 認定団体が、県・市町村担当者との説明会を開催して、クリーンウッド法、木材関連事業者登録制度の仕組み等を説明した。また、これから的一般消費者や需要者層への周知・普及活動のあり方等について意見交換を行った。



写真5－6 県林務担当とのクリーンウッド・合法木材供給会議（岡山県木連）

エ 県主催の各種研修会、協議会等での普及活動

4 認定団体が、県・市等が開催する林業・技能研修会、担当者会議、林研グループ連絡協議会、市売り会場等に出席して、普及PRした。



写真5－7 木材乾燥技術講習会でクリーンウッドをPR（滋賀県木協）

オ 地方新聞、林業雑誌への広告掲載による普及啓発

地方新聞（1紙）、地方林業雑誌（1誌）にクリーンウッド法の概要、木材関連事業者の登録制度、合法木材について広告掲載し、普及PRを行った。

カ 地方自治体、関係団体への文書による普及活動

11 認定団体が、県内の国・県の組織、市町村、建築団体、木材関連事業者、合法木材認定事業者等にクリーンウッド法のパンフレット、合法木材ポスターを送付して、パンフレットやポスターの配布・掲示について協力要請をした。

キ シンポジウムの開催

地元市、林業団体と共に木材シンポジウムを開催し、講演会、パネルディスカッション等を行って、一般市民、業界関係者等へ国産材の利用拡大、合法伐採木材の普及拡大を訴えた。また、会場周辺で、クリーンウッド法のタペストリーの掲示、パンフレットの配布、木製遊具等でPRした。



写真5-8 木材シンポジウム会場（宮崎県木協）

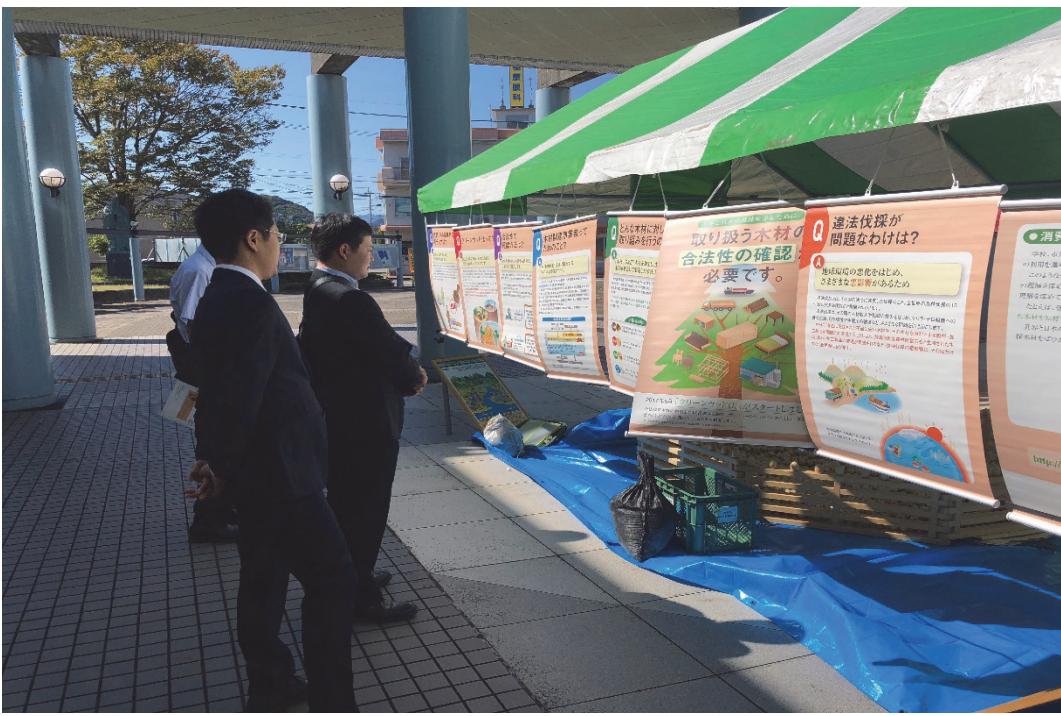


写真5－9 木材シンポジウム会場周辺でのクリーンウッド法の普及（宮崎県木協）

[卷末資料]

1 クリーンウッド法登録推進中央セミナー発表資料

林野庁発表資料

日本合板検査会発表資料

2 クリーンウッド法登録推進相談会・セミナー発表資料

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法)について

林野庁木材利用課
平成30年9月

世界の動き

環境破壊の進行

気候変動

児童労働などの
人権問題

名古屋議定書の採択 2010
(遺伝資源の利用)

- 2017年8月～我が国で効力発生
- 海外の遺伝資源の適法取得ルール（ABS指針）施行



SDGsの採択 2015
(持続可能な開発目標)



パリ協定の採択 2015
(気候変動への対応)

- 2050年に温室効果ガス 80%減
- 2100年にはほぼゼロまたはそれ以下



COP22の様子

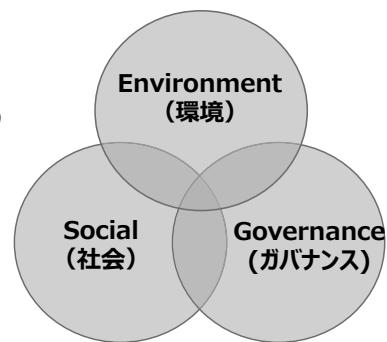
消費者や投資家の動き

反倫理的活動への批判

- 様々な問題がSNS等の発達により拡散しやすい状況
- 反倫理的活動の発覚
→株価下落
→不買運動
- 対応しないリスク>対応するコスト

ESG投資家の登場

- 国連の責任投資原則(PRI)に1800以上の機関が署名
- 投資総額約2500兆円(世界投資の1/4)
- 日本でも2015年9月にGPIFが署名



求められる合法性・持続可能性への対応
「見えない価値」が重視

見える価値

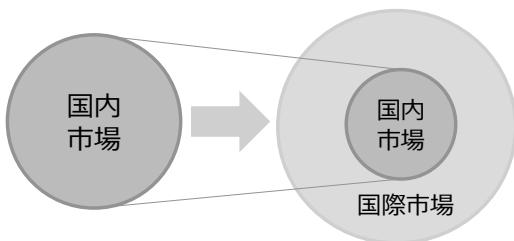
価格、機能、品質、デザイン

見えない価値

環境保全、労働安全、人権保護

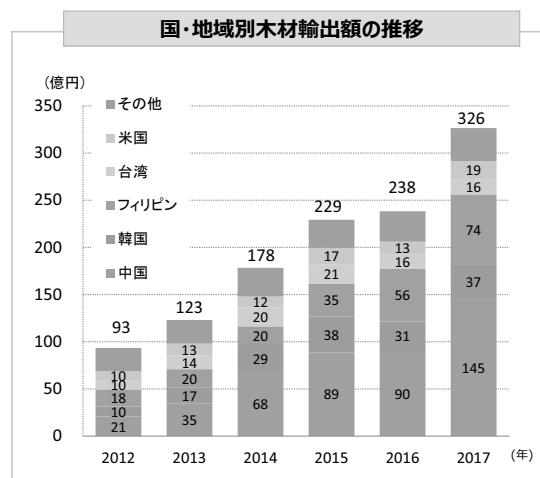
2

市場のグローバル化



- 1億人ではなく、100億人を見据えた農林水産業へ
- 2018年8月～ Global Foresters Project 開始

- 需要側に届くまでの木材流通の複雑性
→流通過程の不透明化
- 国内の木材・木材製品の市場が海外に拡大
→世界をとりまく動きへの対応



3

クリーンウッド法制定の経緯

○H17(2005) グレンイーグルス・サミット(英国)

日本政府の気候変動イニシアティブにおいて、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することを宣言。

○H18(2006) 木材・木材製品の合法性証明のためのガイドライン (世界に先駆けて実施)

- 対象を民間にも拡大
- 供給側のみならず需要側も対象に

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)

○欧米における法律の制定

(米)レイシー法(2008)
(欧)EU木材規則(2013)英、独、仏、伊など
(豪)違法伐採禁止法(2014)

2018年10月
(韓国)
違法伐採関連法令施行

EUは日本に対し、違法伐採対策の法制化を働きかけ

○H28(2016) 伊勢志摩サミット

日本における違法伐採対策の強化を発信

4

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)

定義

- 木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(リサイクル品を除く。) [2条1項]
- 合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(リサイクル品を除く。) [2条2項]

国	◎流通及び利用の促進に関する基本方針の策定[3条]
主務大臣	<ul style="list-style-type: none">木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める[6条]。上記事項を勘査して、指導及び助言を行う[7条]。木材関連事業者に対する報告徴収及び立入検査を行う[33条]。
◎国の責務[4条]	<ul style="list-style-type: none">必要な資金の確保情報の収集及び提供登録制度の周知事業者及び国民の理解を深める措置等
◎適切な連携[31条]	
◎国際協力の推進[32条]	

事業者	◎事業者の責務⇒木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない[5条]。
木材関連事業者	<p>…木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。)をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者[2条3項]</p>

登録木材関連事業者

- ・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適かつ確実に講ずる
木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる[8条、13条1項]。

※登録を受けた者以外が当該名称又はこれと紛らわしい
名称を用いた場合は罰則あり[13条2項、37条]。

申請

登録

登録実施機関[5章]

※ 施行日：平成29年5月20日 ※農林水産省・経済産業省・国土交通省の共管

5

クリーンウッド法のねらい

法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進
(流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと)

事業者は

そのために

- 事業者一般は合法伐採木材等の利用に努める(第5条)
- 木材及びその製品(省令で定義)を製造・加工・輸入・販売(消費者への販売を除く)する又は木材を使用して建築等をする事業者(木材関連事業者)は国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等(DD(デューデリジェンス)等)を行う(第6条)
- 上記の措置を適切かつ確実に行う者は登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用できる(第13条)

国は

そのために

- 諸外国の法令等に関する情報を収集・提供する(第4条)
- 法の意義を国民・事業者に広報する(第4条)
- 木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・立入検査を行う(第7条、第33条)
- 登録木材関連事業者の優良な取組を公表する(第4条)
- 諸外国・民間団体等と連携・協力する(第31条、第32条)

6

対象物品【2条1項関係】

木材・ 木材製品

対象物品

グリーン 購入法

木材

丸太
単板 突き板
木質ペレット
チップ状又は小片状の木材

製材 集成材
間伐材 合板
単板積層材

家具

対象物品以外の家具

家庭用の下記物品

オフィス用の
いす 机 棚
収納用什器
ローパーテイション
コートハンガー
傘立て
掲示板 黒板
ホワイトボード
ベッドフレーム

その他

対象物品以外の その他物品

サイディングボード

フローリング
木質系セメント板

パルプ

木材パルプ

紙

対象物品以外 の紙

トイレットペーパー
ティッシュペーパー

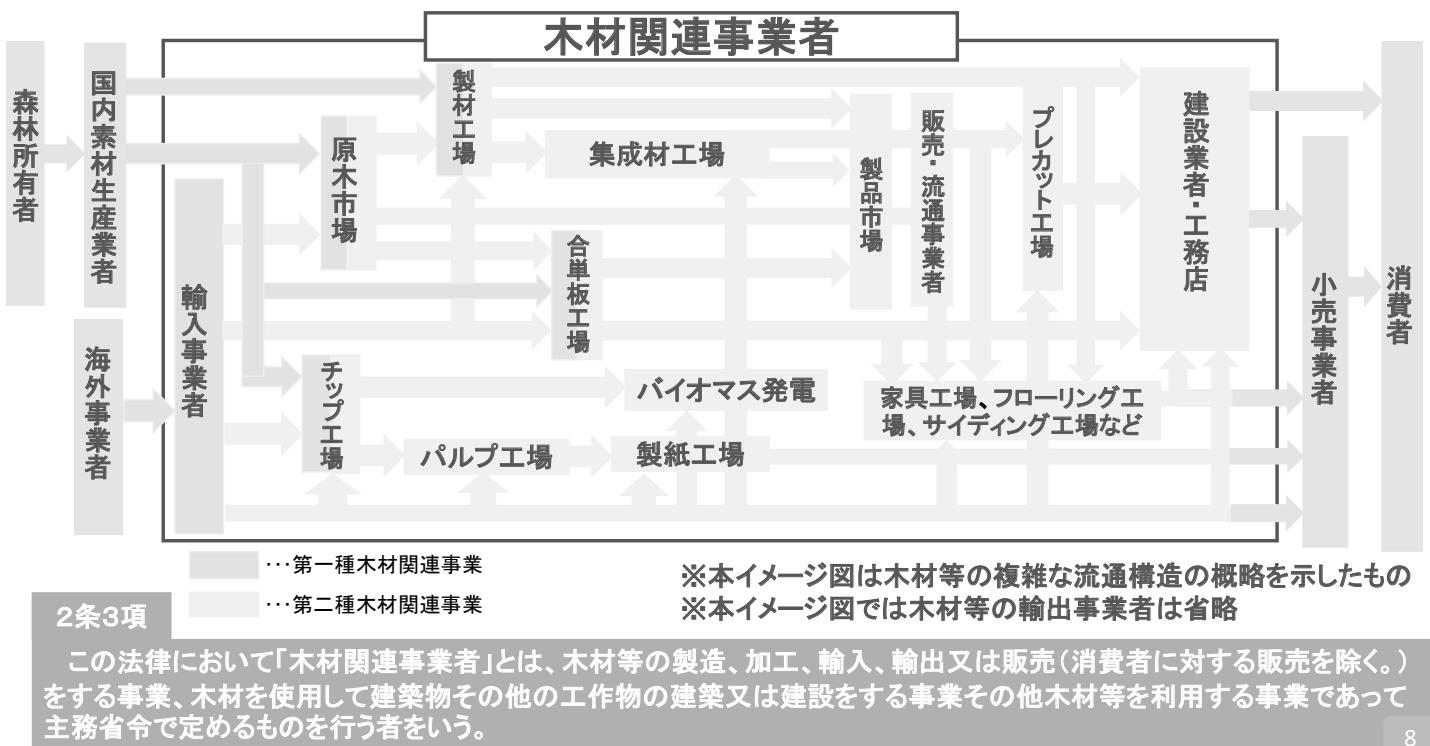
コピー用紙
フォーム用紙
印刷用紙
インクジェット
カラープリンター
用塗工紙

2条1項

この法律において「木材等」とは、木材(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。)及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。

7

木材関連事業者の範囲【2条3項関係】



2条3項

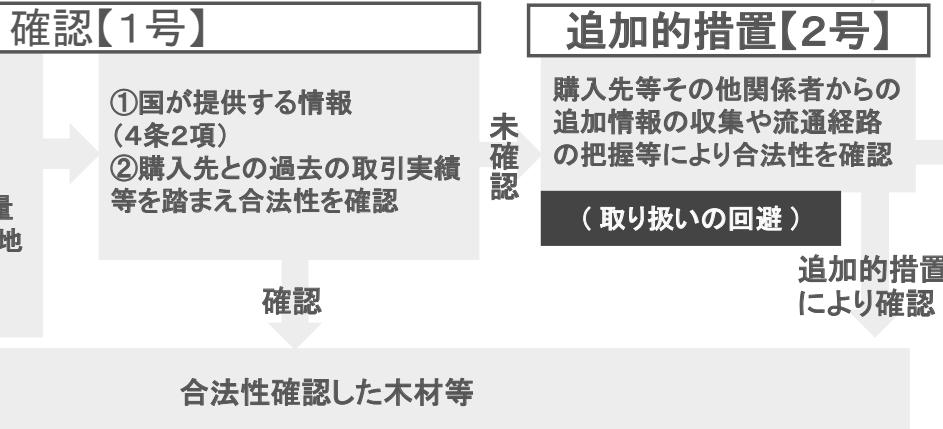
この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。)をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいう。

8

合法性確認の方法(川上・第一種木材関連事業)【6条1項関係】

合法性確認の方法(川上・第一種木材関連事業)【6条1項関係】

合法伐採木材等の確認等(DD(デューデリジェンス))の実施



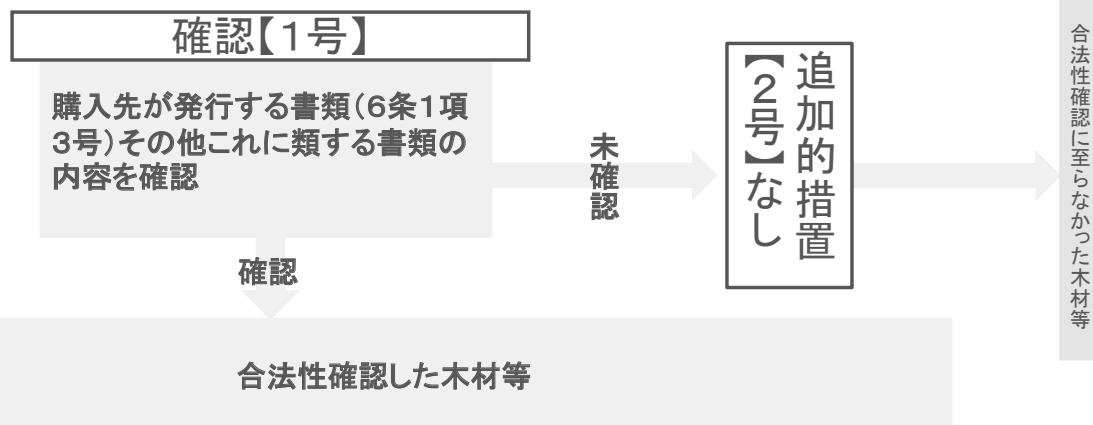
6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に關し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に關する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に關する事項

9

合法性確認の方法(川下・第二種木材関連事業)【6条1項関係】



6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

10

情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」

□ 林野庁ホームページ内に公開 <http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

The screenshot shows the homepage of the 'Clean Wood Navi' website. At the top, there's a banner with a forest background and the text '合法伐採木材等に関する情報提供 クリーンウッド・ナビ CLEAN WOOD'. Below the banner, there's a sidebar with '注目情報' (Attention Information) containing news items about the law. The main content area has a world map showing various countries and regions like Europe, Asia, and America. On the left, there's a circular graphic with two people and text about the law's purpose. On the right, there are links for 'クリーンウッド・ナビ' (Clean Wood Navi), '本サイトの目的等' (Purpose of the site), 'クリーンウッド法の概要' (Summary of the Clean Wood Law), '国別情報' (Country-specific information), 'その他の情報' (Other information), '登録実施機関' (Registration implementation agency), and 'English Page'. At the bottom, there's a section for '参考資料' (References) with links to legal documents and Q&A.

11

クリーンウッド法に基づく登録制度

木材関連事業者が取り組むべきこと(登録する・しないにかかわらず)

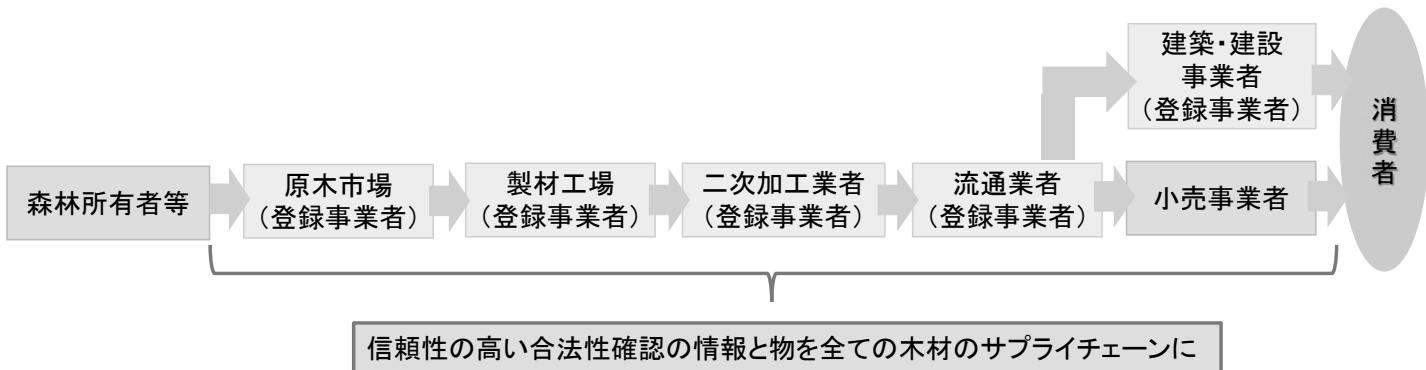
- 合法伐採木材等の利用に努める
- 取り使う木材等の合法性の確認
 - ・第一種木材関連事業を行う者は、必要な情報と書類を収集し確認、必要な場合には追加的な情報収集
 - ・第二種木材関連事業を行う者は、購入元からの書類を確認
- 合法性の確認できた木材等と確認できていない木材等の分別管理
- 木材等を譲り渡す際に、譲り受ける者がわかるように、納品書等に合法性の確認ができた旨を記載(できていないものは記載なし)
- 記録の保存(5年間)
- 責任者の設置



12

合法伐採木材の利用を拡大するために

★目指すべきは、信頼性の高い合法性確認された木材のサプライチェーンの構築



13

木材関連事業者の登録

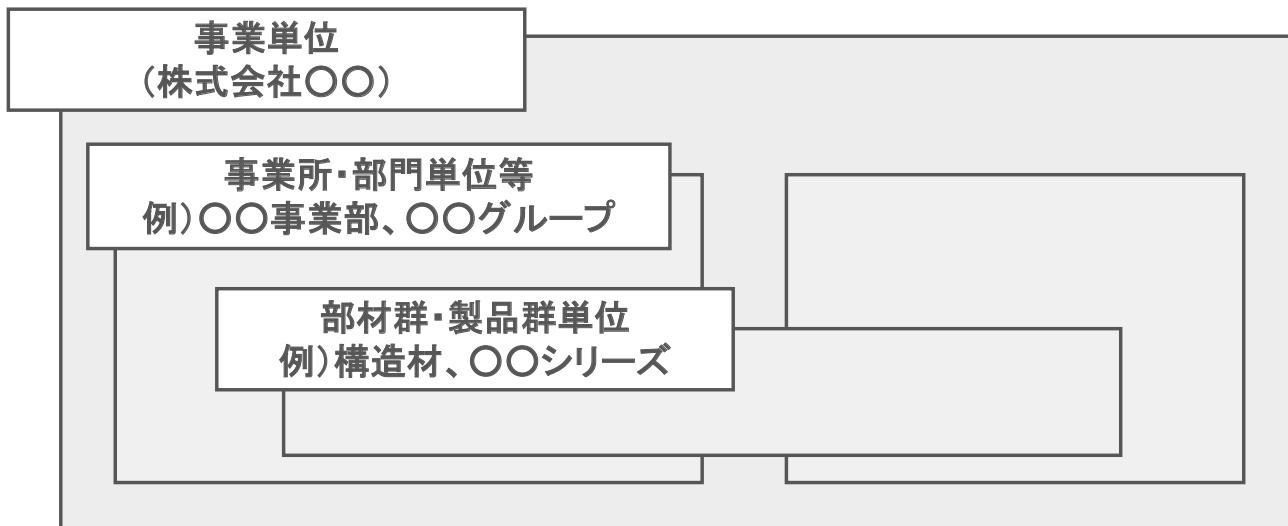
8条

木材関連事業者であってその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるものは、主務省令で定めるところにより、第16条から第18条までの規定により主務大臣の登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)が行う登録を受けることができる。

登録木材関連事業者は、木材関連事業者と何が異なるのか。	登録木材関連事業者は、木材関連事業者に求められる合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施することに加えて、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範を設定するとともに、毎年、登録実施機関に対して実施状況を踏まえた今後の取組方針等を報告することになっています。これらを通じて、登録木材関連事業者自らがPDCAサイクルを回すことで、より一層、合法伐採木材等の流通及び利用の拡大に努めて頂くことになり、更には、一般事業者の合法伐採木材等の利用促進にも繋がると考えています。
登録に必要な要件は何か。	「登録木材関連事業者」の登録には、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施することが必要です。このため、登録申請者においては、どのような方法・体制等により合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じるかについて申請書に記載することが必要です。この体制の整備には、分別管理や責任者の設置、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定(又は既存の行動規範の見直し)が含まれます。また、少なくとも年1回登録実施機関に合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について報告することが必要です。

14

登録する事業の範囲【9条1項関係】



9条1項

…第一種木材関連事業

…第二種木材関連事業

前条の木材関連事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録実施機関に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲に係る事項として主務省令で定める事項

10

登録実施機関一覧(平成29年10月17日登録)

登録番号	登録実施機関の名称	登録実施事務を行う事務所の所在地	登録実施事務の対象事業	
1	公益財団法人 日本合板検査会	①本部(東京都港区) ②北海道検査所(北海道札幌市) ③東北検査所(岩手県盛岡市) ④東京検査所(埼玉県草加市) ⑤名古屋検査所(愛知県名古屋市) ⑥大阪検査所(大阪府大阪市) ⑦中国検査所(島根県松江市) ⑧九州検査所(福岡県北九州市)	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
2	公益財団法人 日本住宅・木材技術センター	東京都江東区新砂3-4-2	第二種	(1)木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業((2)に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。) (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
3	一般財団法人 日本ガス機器検査協会	東京都港区赤坂1-4-10	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
4	一般社団法人 日本森林技術協会	東京都千代田区六番町7	第一種 第二種	(1)木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業(当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。) (2)木質バイオマスを用いた発電事業(当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。)
5	一般財団法人 建材試験センター	東京都中央区日本橋堀留町2-8-4	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業

16

クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録状況 (平成30年9月12日現在)

○木材関連事業者の登録件数 合計134件

【内訳】

第一種木材関連事業 65件

(うち、第二種木材関連事業との同時登録は54件)

第二種木材関連事業 69件

17

クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧（平成30年9月12日現在）

整理番号	登録事業者名	部門、事業所等	種別
1	住友林業株式会社	木材建材事業本部	第一種、第二種
2	三基型枠工業株式会社	本社、新木場、栃木支店、沖縄支店	第二種
3	マツシマ林工株式会社	本社工場、京都園部工場	第二種
4	ニチハ株式会社	名古屋工場、いわき工場、下関工場、習志野工場、衣浦工場、高萩工場	第二種
5	シーシー・ジー株式会社	シーシー・ジー株式会社	第二種
6	株式会社 GANZ PLUS	株式会社 GANZ PLUS	第一種、第二種
7	吉野銘木製造販売株式会社	木材事業部	第一種、第二種
8	株式会社金幸	事業所	第一種、第二種
9	伊藤忠建材株式会社	東京本社、関西支社、北海道支店、北東北支店、東北支店、関東支店、新潟支店、静岡支店、中部支店、北陸支店、四国支店、中国支店、九州支店	第一種、第二種
10	新潟合板振興株式会社	新潟合板振興株式会社 工場	第二種
11	池見林産工業株式会社	本社工場、佐野工場、戸次工場	第二種
12	大亜木材株式会社	大亜木材株式会社	第一種、第二種
13	パナソニック エコソリューションズ 内装建材株式会社	パナソニック エコソリューションズ 内装建材株式会社 群馬工場	第二種
14	住友林業フォレストサービス株式会社	東日本事業部、西日本事業部、九州事業部、北海道事業所、四国事業所	第一種、第二種
15	株式会社 アイベツ	株式会社 アイベツ	第一種、第二種
16	株式会社ランバーテック工業	株式会社ランバーテック工業	第一種、第二種
17	秋田県素材生産流通協同組合	秋田県素材生産流通協同組合	第一種
18	株式会社 イクタ	株式会社 イクタ 本社工場	第二種
19	ナイスプレカット株式会社	幸浦工場、木更津工場、九州工場、石岡工場、滋賀工場、仙台工場	第二種
20	株式会社日亜パートナーズ	株式会社日亜パートナーズ	第一種、第二種
21	ナイス株式会社	輸入材仕入部、仕入部、商品開発部、ウッドランド営業部、木材利用開発部、国産材振興室、住宅システム事業部、リビングLDK事業部、首都圏プレカット営業部、東北営業部、関東営業部、首都圏第一営業部、首都圏第二営業部、中央営業部、関西営業部、中国営業部、四国営業部、九州営業部、木構造事業部、工事部、事業推進事業部、生産管理部	第一種、第二種
22	カリヤアネックス株式会社	カリヤアネックス株式会社	第二種
23	リセン商事 株式会社	苦小牧本社、旭川営業所	第一種、第二種

18

整理番号	登録事業者名	部門、事業所等	種別
24	有限会社 東林業	有限会社 東林業、チップ事業部	第一種、第二種
25	株式会社テーオーフオレスト	木材事業部：札幌支所、函館支所、帯広営業所、青森営業所、盛岡支店、仙台支店、東京支店、埼玉支店、名古屋営業所、大阪支店、九州支店、夕張工場、北見工場 住宅事業部：函館支店、青森支店	第一種、第二種
26	住友林業株式会社	住宅事業本部資材流通部	第二種
27	株式会社アサノ不燃	株式会社アサノ不燃	第二種
28	ファーストプライウッド株式会社	ファーストプライウッド株式会社LVL工場	第二種
29	双日与志本林業株式会社	双日与志本林業株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種
30	双日北海道与志本株式会社	双日北海道与志本株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種
31	株式会社キーテック	木更津工場、営業本部	第二種
32	株式会社エフトレーディング	株式会社エフトレーディング	第一種、第二種
33	O&C ファイバートレーディング株式会社	O&C ファイバートレーディング株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
34	王子木材緑化株式会社	王子木材緑化株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
35	王子グリーンリソース株式会社	王子グリーンリソース株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
36	王子製紙株式会社	王子製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
37	王子マテリア株式会社	王子マテリア株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
38	王子エフテックス株式会社	王子エフテックス株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
39	王子イメージングメディア株式会社	王子イメージングメディア株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
40	王子ネビア株式会社	王子ネビア株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
41	王子キノクロク株式会社	王子キノクロク株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
42	王子グリーンエナジー江別株式会社	王子グリーンエナジー江別株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
43	王子グリーンエナジー日南株式会社	王子グリーンエナジー日南株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
44	大阪製紙株式会社	大阪製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
45	大王製紙株式会社	大王製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
46	中越パルプ工業株式会社	中越パルプ工業株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
47	中越パルプ木材株式会社	中越パルプ木材株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
48	中越緑化株式会社	中越緑化株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
49	特種東海製紙株式会社	特種東海製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種

19

整理番号	登録事業者名	部門、事業所等	種別
50	新東海製紙株式会社	新東海製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
51	日本製紙株式会社	日本製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
52	兵庫パルプ工業株式会社	兵庫パルプ工業株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
53	北越紀州製紙株式会社	北越紀州製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
54	北越東洋ファイバー株式会社	北越東洋ファイバー株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
55	丸三製紙株式会社	丸三製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
56	丸住製紙株式会社	丸住製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
57	三菱製紙株式会社	三菱製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
58	レンゴー株式会社	レンゴー株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
59	レンゴーベーバービジネス株式会社	レンゴーベーバービジネス株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
60	日成共益株式会社	日成共益株式会社 化学品第2部	第一種、第二種
61	積水ハウス株式会社	東北工場、関東工場、静岡工場、山口工場	第二種
62	佐藤林業 株式会社	佐藤林業 株式会社、津別工場	第一種、第二種
63	和光木材 株式会社	和光木材 株式会社	第二種
64	ウッドファースト株式会社	新潟本社工場、徳島製材工場	第二種
65	新潟県森林組合連合会	新潟県森林組合連合会	第一種
66	永大産業株式会社	建材事業部、敦賀建材工場、山口建材工場	第一種、第二種
67	ミヤンマーチーク販売株式会社	ミヤンマーチーク販売株式会社	第一種、第二種
68	株式会社 佐藤商店	株式会社佐藤商店	第二種
69	南海プライウッド株式会社	朝日町保税倉庫、長尾物流センターA棟、長尾物流センターB棟、志度工場	第一種、第二種
70	篠崎木工株式会社	資材部（営業部門）、石塚工場、藤岡工場、宮城工場	第二種
71	丸玉木材株式会社	丸玉木材株式会社津別工場、舞鶴工場、茨城工場、札幌支店、大阪支店	第一種、第二種
72	阿寒木材株式会社	阿寒木材株式会社	第一種
73	津別単板協同組合	津別単板協同組合	第二種
74	伊藤忠商事株式会社 生活資材第一部	生活資材第一部	第一種
75	吉田製材株式会社	吉田製材株式会社	第二種
76	株式会社マルホン	株式会社マルホン 本社、東京支店	第一種、第二種

整理番号	登録事業者名	部門、事業所等	種別
77	協和木材株式会社	塙工場、集成材工場、新庄工場、塙工場 営業部、新庄工場 営業部	第一種、第二種
78	江間忠木材株式会社	本社 営業本部、九州営業部、大阪営業所、仙台営業所	第一種、第二種
79	江間忠ホームコンポーネント株式会社	嵐山工場、野田工場	第一種、第二種
80	江間忠ウッドベース株式会社	蒲郡工場、羽島工場	第二種
81	江間忠ウッドベース鹿島 株式会社	江間忠ウッドベース鹿島株式会社 本社工場	第二種
82	江間忠ウッドベース姫路 株式会社	本社プレカット工場	第二種
83	株式会社 EWBトーア	美里工場	第二種
84	江間忠ラムテック株式会社	本社集成材工場	第二種
85	江間忠ソレックス株式会社	埼玉営業所	第二種
86	北日本索道株式会社	皆瀬工場、稻川工場、雄物川工場	第一種、第二種
87	ニチハ株式会社	名古屋工場、いわき工場、下関工場	第二種
88	ニチハマテックス株式会社	習志野工場、衣浦工場	第二種
89	高萩ニチハ株式会社	高萩工場	第二種
90	朝日ウッドテック株式会社	本社、忠岡工場、忠岡第二工場、TS工場、岸和田工場、東京支店、北海道出張所、東北営業所、北関東営業所、東京西営業所、神奈川営業所、北陸営業所、名古屋営業所、広島営業所、四国営業所、九州営業所	第二種
91	株式会社 若林木材	株式会社 若林木材	第二種
92	大阪府森林組合	南河内支店、木材共販所、河内長野木材加工所、高槻森林資源加工センター、能勢木材加工センター、南河内林業総合センター	第一種、第二種
93	住友林業クレスト株式会社	鹿島工場、静岡工場、購買物流部、産業資材部（静岡営業課、静岡営業課（徳島）、名古屋営業課、広島営業課、福岡）	第二種
94	TOTOマテリア株式会社	TOTOマテリア株式会社	第二種
95	K&Kコヤマ株式会社	K&Kコヤマ株式会社 本社工場	第二種
96	双日株式会社 林産資源部	林産資源部	第一種
97	株式会社 角繁	株式会社 角繁 本社、事業センター、男鹿営業所、山形支店、仙台支店、宮城営業所、福島支店、いわき営業所	第二種
98	アイプライ株式会社	アイプライ株式会社	第二種
99	株式会社茶基	株式会社茶基 本社	第二種
100	佐藤木材工業株式会社	本社・製材工場、元紋別チップセンター、遠軽営業所	第一種、第二種
101	やまさ共同組合	本社・集成材工場	第二種

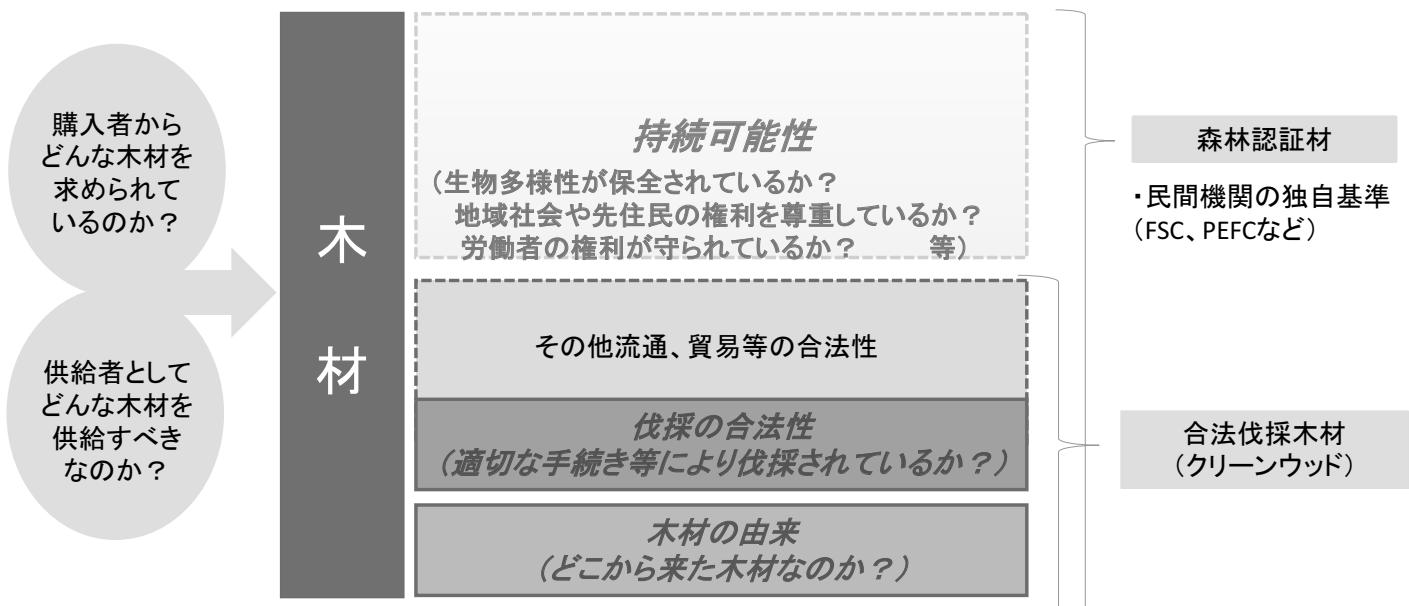
整理番号	登録事業者名	部門、事業所等	種別
102	エー・ビー・フロアー株式会社	第一工場、第二工場	第二種
103	パナソニック株式会社	ハウジングシステム事業部 建築システムビジネスユニット、ハウジングシステム事業部 住宅システム事業部推進部	第二種
104	株式会社 ダイウッド	株式会社 ダイウッド 上野工場	第二種
105	阪和興業株式会社	阪和興業株式会社の木材を取り扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種
106	株式会社山西	名古屋店、西春店、津島店、豊田店、多治見店、藤岡店、高山店、鈴鹿店、岐阜店、ブレカット事業部弥富工場、ブレカット事業部亀山工場、ホームコンポーネント事業部藤岡工場、パナソニックリリフォームクラリファイントヨタ五ヶ丘株式会社山西	第一種、第二種
107	セトウチ化工株式会社	セトウチ化工株式会社 工場	第二種
108	株式会社ダイフィット	株式会社ダイフィット 和田工場	第二種
109	双日建材株式会社	双日建材株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種
110	SMB建材株式会社	東京本社、近畿営業一部、近畿営業二部、関西中部合板部、大阪建材資材部、中部営業部、北海道営業部、盛岡営業部、東北営業部、東北北海道合板部、新潟営業所、宇都宮営業所、関越営業部、静岡支店、北陸営業部、岡山営業所、四国営業所、中国営業部、九州営業部、九州中国合板部、那覇営業所	第一種、第二種
111	株式会社 ティ・エス・シー	管理部、フロント営業部、本社・コア・山梨工場	第一種、第二種
112	株式会社カリヤ	株式会社カリヤ	第二種
113	佐伯広域森林組合	宇目工場、宇目共販所、佐伯共販所、中間土場、バイオマスチップ工場	第一種、第二種
114	遠野興産株式会社	岩石工場、山田第1工場、山田第2工場、石巻工場、北茨城工場	第一種
115	株式会社ワイズ・ワイズ	表参道本社	第二種
116	日本製紙木材株式会社	札幌営業所、旭川営業所、函館営業所、盛岡営業所、仙台営業所、酒田営業所、東京営業所、いわき営業所、富士宮営業所、名古屋営業所、伏木営業所、大阪営業所、徳島営業所、福岡営業所、八代営業所、営業推進部、ボード営業部、新規事業部	第一種、第二種
117	株式会社ウッドワン	串度工場、豊橋工場、蒲郡工場、構造システム営業部、営業推進部	第一種、第二種
118	株式会社エヌ・シー・エヌ	東京本社	第二種
119	三基東日本株式会社	本社、北関東営業所	第二種
120	株式会社トライ・ウッド	株式会社トライ・ウッド製材工場、集成材工場	第一種、第二種
121	株式会社カンディハウス	購買本部、製造本部、本社営業国際事業本部、旭川支店、道央支店、仙台支店、東京支店、東京ショップ、東浦支店、金沢支店、大阪支店、福岡支店	第一種、第二種
122	株式会社丸岩	株式会社丸岩	第二種
123	有限会社 勝川木材	本社、工場	第一種、第二種
124	青森県森林組合連合会	津軽木材流通センター、十和田木材流通センター、下北木材流通センター	第一種、第二種
125	大建工業株式会社	内装材事業部 三重工場、三重工場河芸工場	第二種

22

整理番号	登録事業者名	部門、事業所等	種別
126	双日九州株式会社	双日九州株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場及び事業場	第一種
127	株式会社 日田十条	本社工場	第一種、第二種
128	株式会社 エコビルド	ブレカット事業部それ菊川工場	第二種
129	株式会社 安成工務店	下関支店、山口支店、宇部支店、周南支店、北九州貢店、福岡支店	第二種
130	株式会社 第三商行	サンテック事業部	第二種
131	トリスミ集成材株式会社	トリスミ集成材株式会社 生産部	第一種、第二種
132	株式会社 メーベルトーコー	株式会社 メーベルトーコー	第二種
133	院庄林業株式会社	久米工場、岡山工場、富士宮工場、ブレカット工場、建材センター、開発営業本部	第一種、第二種
134	株式会社 汐見	株式会社汐見 営業部	第二種

23

クリーンウッド法と森林認証の関係(イメージ)



24

クリーンウッド法推進に向けた当面の取組

平成30年5月18日 クリーンウッド法推進連絡会議

1. 木材関連事業者が行う合法性の確認等に係る取組

- 合法性の確認等の取組に係る課題の把握及び負担軽減の検討
 - ・木材関連事業者との情報交換・意見交換の実施
- 合法性の確認を効率的に実施するための参考情報の収集・提供
 - ・クリーンウッド・ナビ等により国が提供する参考情報の充実
 - ・登録木材関連事業者による優良な取組に関する情報収集
- 木材関連事業者による合法性の確認等の取組状況の把握
 - ・未登録の木材関連事業者の取組状況について、調査等を通じて実態を把握

2. 木材関連事業者の登録の促進に向けた取組

- 登録実施機関、木材関連事業者との意見交換
 - ・登録実施機関や木材関連事業者との意見交換を通じて、登録促進に係る課題を把握し、その改善策を検討
- 木材関連事業者への働きかけ
 - ・木材関連事業者を対象とした意向調査、セミナー・個別相談の実施
- 木材関連事業者団体への働きかけ
 - ・木材関連事業者団体との意見交換の実施及び登録促進の協力要請
- 登録促進のためのインセンティブの創出
 - ・登録することのメリット、あるいは登録しないことのデメリットを整理
(例:既存の合法性を証明する取組との関係性の整理等)

3. 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に係る取組

- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進の意義についての普及・啓発
 - ・合法伐採木材等の利用促進に向けて、民間の団体や消費者等との意見交換を実施
 - ・一般事業者や一般国民向けに普及・啓発の実施

25

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法)の事業者登録について

(公財)日本合板検査会

平成30年9月

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法)

定義

- 木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。） [2条1項]
- 合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。） [2条2項]

国

- ◎流通及び利用の促進に関する基本方針の策定 [3条]
- ・木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める [6条]。
- ・上記事項を勘案して、指導及び助言を行う [7条]。
- ・木材関連事業者に対する報告徴収及び立入検査を行う [33条]。

◎国の責務 [4条]

- ・必要な資金の確保
- ・情報の収集及び提供
- ・登録制度の周知
- ・事業者及び国民の理解を深める措置 等

◎適切な連携 [31条]

◎国際協力の推進 [32条]

事業者

◎事業者の責務⇒木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない [5条]。

木材関連事業者

…木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行なう者 [2条3項]

登録木材関連事業者

・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる
木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる [8条、13条1項]。

※登録を受けた者以外が当該名称又はこれと紛らわしい名称を用いた場合は罰則あり [13条2項、37条]。

申請

登録

登録実施機関 [5章]

※ 施行日： 平成29年5月20日

クリーンウッド法のねらい

法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進
(流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと)

事業者は

そのために

- 事業者一般は合法伐採木材等の利用に努める(第5条)
- 木材及びその製品(省令で定義)を製造・加工・輸入・販売(消費者への販売を除く)する又は木材を使用して建築等をする事業者(木材関連事業者)は国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等(DD (due diligence デュー・リジエンス)等)を行う(第6条)
- 上記の措置を適切かつ確実に行う者は登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用できる(第13条)

国は

そのために

- 諸外国の法令等に関する情報を収集・提供する(第4条)
- 法の意義を国民・事業者に広報する(第4条)
- 木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・立入検査を行う(第7条、第33条)
- 登録木材関連事業者の優良な取組を公表する(第4条)
- 諸外国・民間団体等と連携・協力する(第31条、第32条)

法に基づき木材関連事業者が取り組む主な内容

木材関連事業者が取り組むべき措置

取り扱う木材等の合法性の確認等を行い、合法伐採木材等を利用するよう努める

確認の対象となる木材等

グリーン購入法の対象物品をベースに対応可能な品目を加えて制度運用を開始

確認のしかた

川上の木材関連事業者(輸入業者、丸太搬入業者等)【第一種木材関連事業】
⇒樹種・伐採地、証明書等の情報及び国が提供する情報に基づき合法性を確認

川下の木材関連事業者(製紙業者、家具業者、流通業者、建築業者等)【第二種木材関連事業】
⇒購入先が発行する合法性を証明する書類に基づき合法性を確認

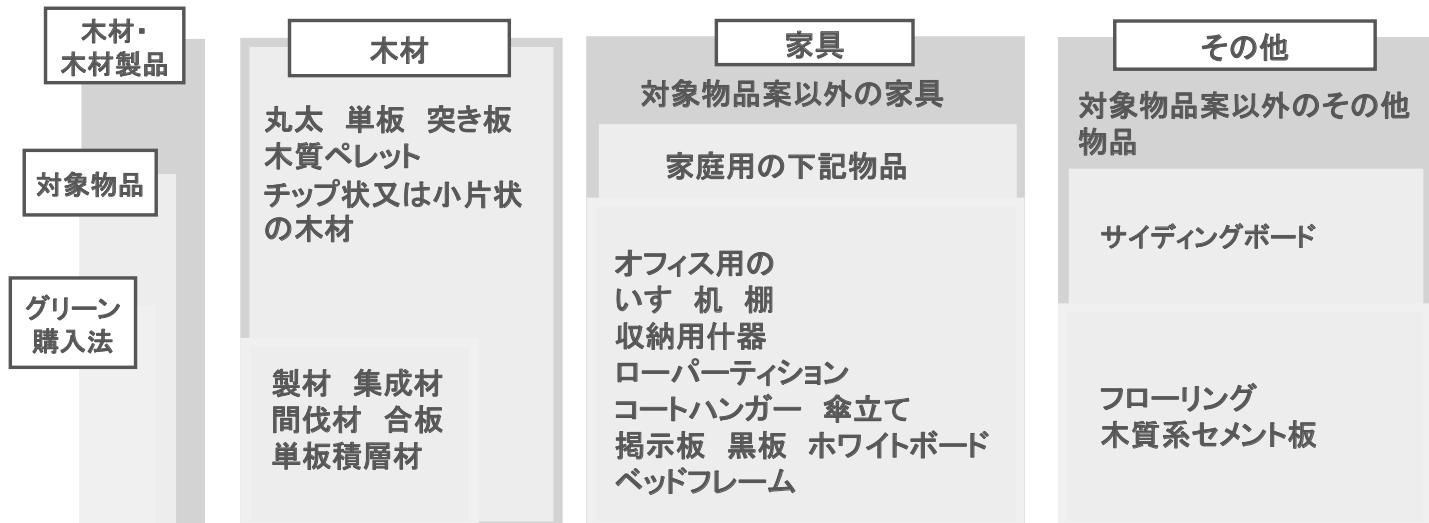
登録のしかた

川上の事業⇒事業全体を登録

川下の事業⇒部門・部材群・製品群ごとの登録が可能

合法伐採木材等の流通利用の促進

対象物品【2条1項関係】



2条1項

この法律において「木材等」とは、木材(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。)及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。

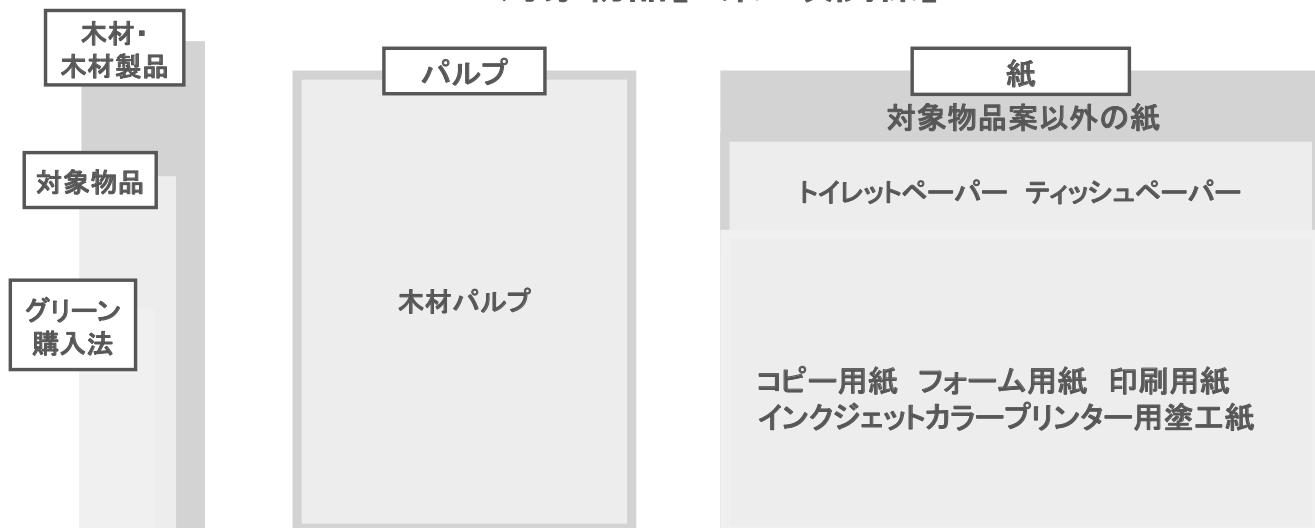
合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ & A

平成29年6月29日作成
平成29年11月20日追加

番号	問い合わせ	答え
(1)木材等について		
1	「木材」は具体的にどのようなものか。	<p>本法の対象とする「木材」には、「丸太」の他、以下の①～④が該当します。</p> <p>①「ひき板及び角材」：縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるもの。</p> <p>②「単板及び突き板」：合板用単板、これらに類する積層木材用単板その他の縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートル以下のもの。</p> <p>③「合板、単板積層材及び集成材」：合板やこれに類する積層木材として、集成材やCLT、LVLなどが該当。</p> <p>④「木質ペレット、チップ及び小片」：チップ状又は小片状の木材や木毛及び木粉、小片をペレット状に凝結させたものの。</p> <p>塗装や切断、湾曲などの加工を経ていても、これらに該当するものは「木材」となります。</p> <p>なお、薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。</p>

3	合板型枠(合板と桟木を組み合わせたもの)は、本法の対象とする木材等に該当するのか。	該当しません。ただし、合板型枠の材料となる型枠用合板及び桟木は、「木材」に該当します。
3	「バイオマス発電事業」を行う者に自家発電やバイオマスボイラーによる熱利用を行う者は含まれるのか。	木材関連事業者に該当するバイオマス発電事業者とは、電気事業者による再生可能エネルギー電機の調達に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定事業者を指し、自家発電やバイオマスボイラーによる熱利用を行う者は含まれません。

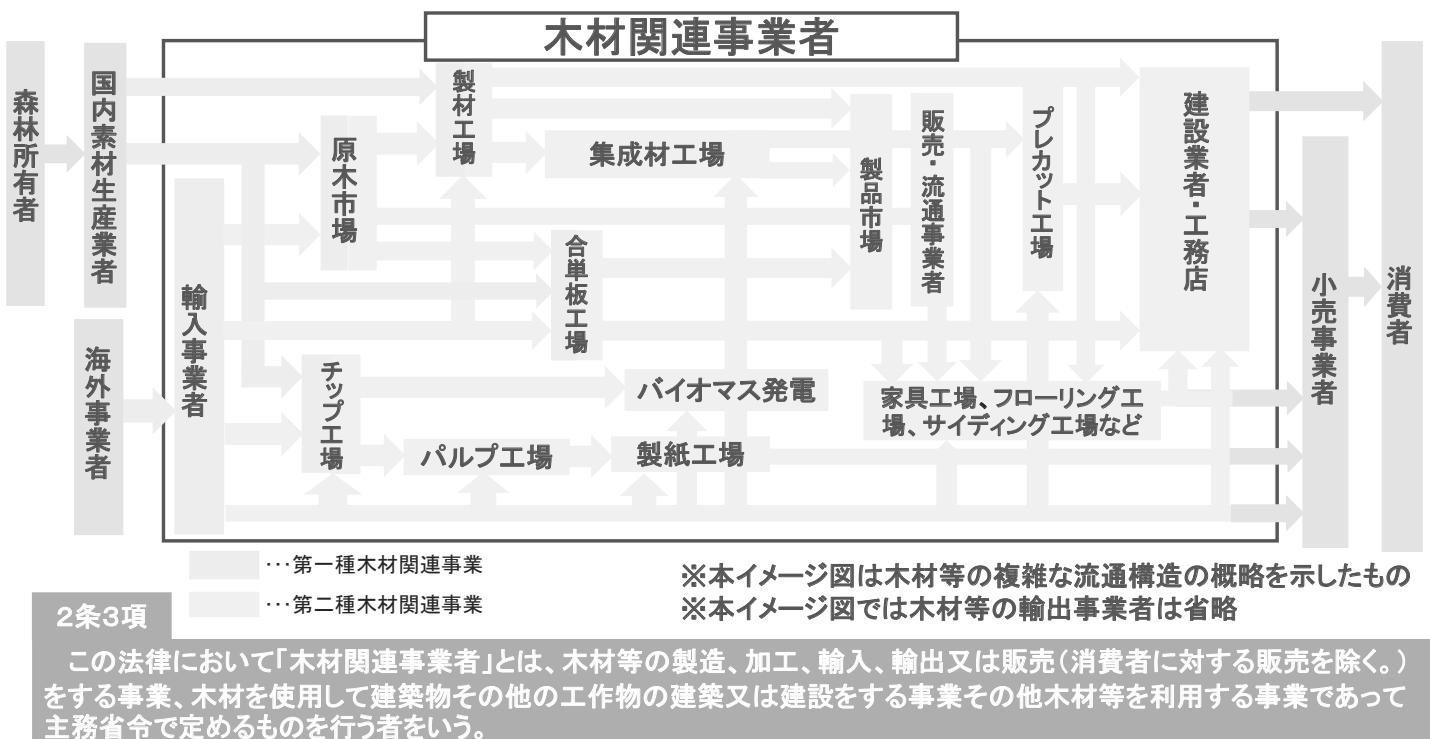
対象物品【2条1項関係】



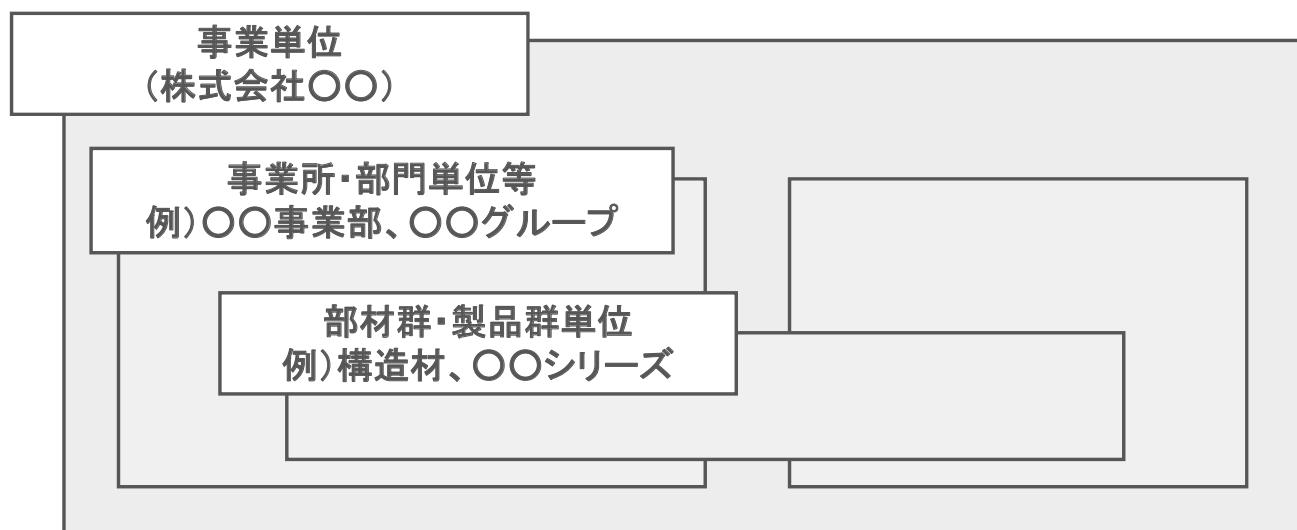
2条1項

この法律において「木材等」とは、木材(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。)及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。

木材関連事業者の範囲【2条3項関係】



登録する事業の範囲【9条1項関係】



9条1項

… 第一種木材関連事業

… 第二種木材関連事業

前条の木材関連事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録実施機関に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲に係る事項として主務省令で定める事項

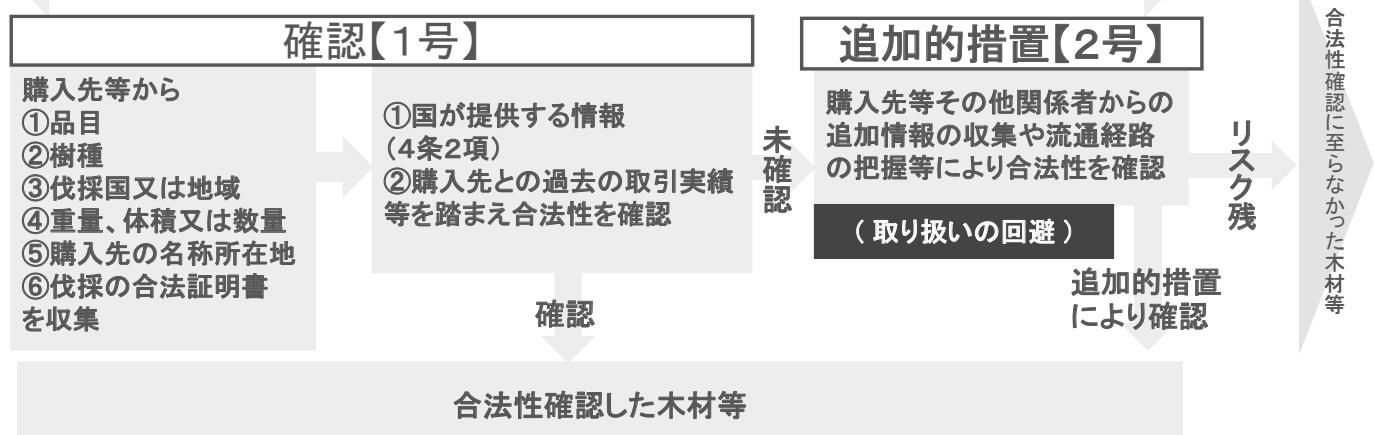
3 (新)	登録に必要な要件は何か。	<p>「登録木材関連事業者」の登録には、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施することが必要です。</p> <p>このため、登録申請者においては、どのような方法・体制等により合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じるかについて申請書に記載することが必要です。この体制の整備には、分別管理や責任者の設置、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定(又は既存の行動規範の見直し)が含まれます。</p> <p>また、少なくとも年1回登録実施機関に合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について報告することが必要です。</p>
4 (新)	連結子会社を含めたグループ企業、業界団体において、一括で登録できるのか。	<p>登録実施機関が委任申請を受けることは可能です。ただし、申請を委任しているだけであって、申請者はあくまで個別事業者となります。</p> <p>委任申請としては、小規模な事業者の登録を促進するため、業界団体等が委任を受けて申請することや、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」により業界団体が取り組んできたことを活用するため、そのような業界団体が委任を受けて申請すること、連結子会社を含めたグループ企業において、親会社等が委任を受けてグループ内の企業の申請を行うことを想定しているものです。</p> <p>なお、詳細は、登録実施機関に確認する必要があります。</p>

7 (新)	木材等の製造や加工を別の事業者に委託する場合には、委託元と委託先のどちらが木材関連事業者となるのか。	<p>木材等の製造・加工を行おうとする事業者が別の事業者に木材等の製造・加工を委託する場合、その委託形態は様々なものがあるものの、原則として、木材等の所有権を有し、合法性の確認等の措置を行い得る事業者が木材関連事業者になります。</p> <p>例えば、委託元が原材料となる木材の所有権を有したまま、委託先に供給して製造や加工を行わせ、委託元が販売する場合には、委託元のみが木材関連事業者となります。一方、委託先が木材を調達し、製造や加工だけでなく木材の所有権を有する場合には、委託先は木材関連事業者となります。これらの場合においても、分別管理については委託元と委託先が協力して行う必要があるため、体制を整備しておくことが必要です。</p> <p>なお、委託元が設計等のみを行う場合など、木材の調達にも販売にも携わらない場合であっても、委託元が合法性の確認を行い得る場合には、当事者間の調整により委託元が木材関連事業者となることを妨げるものではありません。</p>
----------	----------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

7 (新)	<p>第一種木材関連事業を行っている部門から木材等を受けて第二種木材関連事業を行う部門がある場合、どのように合法性の確認等の措置を行えばよいのか。</p> <p>また、第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業のいずれかのみを登録したい場合、どのように申請を行えばよいのか。</p> <p>加えて、第一種木材関連事業及び第二種木材関連事業の両方を登録する場合、一つの申請書で申請することは可能か。</p>	<p>第一種木材関連事業を行っている部門から木材等を受け取って第二種木材関連事業を行う部門がある場合には、合法性の確認は、第一種木材関連事業を行っている部門において、第一種木材関連事業者として行い、他の事業者への譲渡しの措置は、第二種木材関連事業を行っている部門において第二種木材関連事業者として行うことになります。このため、部門間で合法性の確認の情報の伝達をしておく必要があります。</p> <p>また、この場合に、例えば第一種木材関連事業のみを登録するにあたっては、第一種木材関連事業者としての措置（合法性の確認や部門間の情報伝達等）が適切かつ確実に実施されることが要件となり、第二種木材関連事業として行う措置については要件となりません。</p> <p>第一種木材関連事業及び第二種木材関連事業の両方を登録する場合は、1つの申請書で申請できます。なお、詳細は、登録実施機関に確認する必要があります。</p>
10 (新)	<p>登録木材関連事業者は合法伐採木材等しか取り扱えないのか。</p>	<p>登録木材関連事業者であっても、合法伐採木材等以外の木材等を取り扱うことは可能です。ただし、合法性の確認ができた木材等と合法性の確認ができなかった木材等とは分別管理して、流通させる必要があります。</p>

合法性確認の方法(川上・第一種木材関連事業)【6条1項関係】

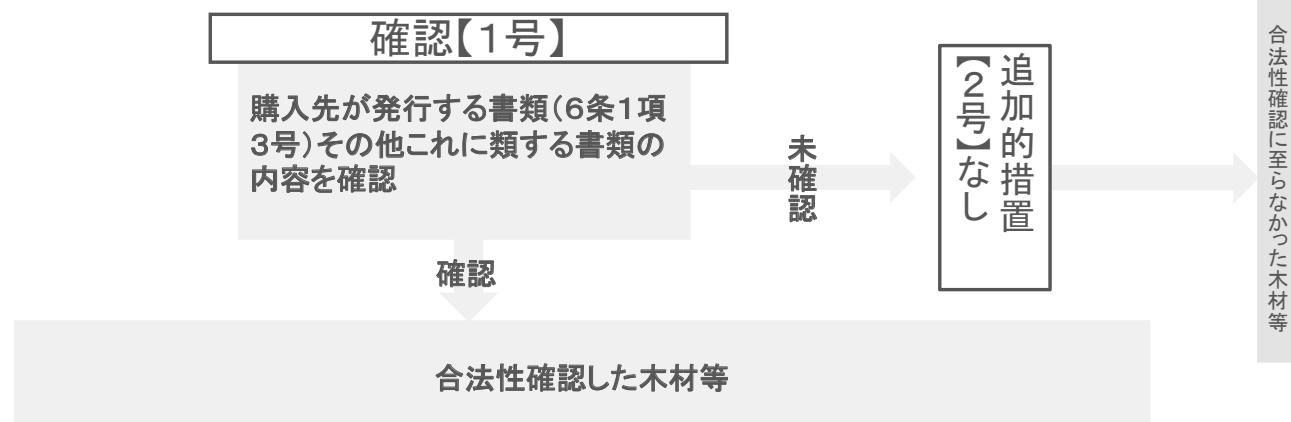
合法伐採木材等の確認等(DD(デューデリジェンス))の実施



6条1項

- 主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
 - 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

合法性確認の方法(川下・第二種木材関連事業)【6条1項関係】



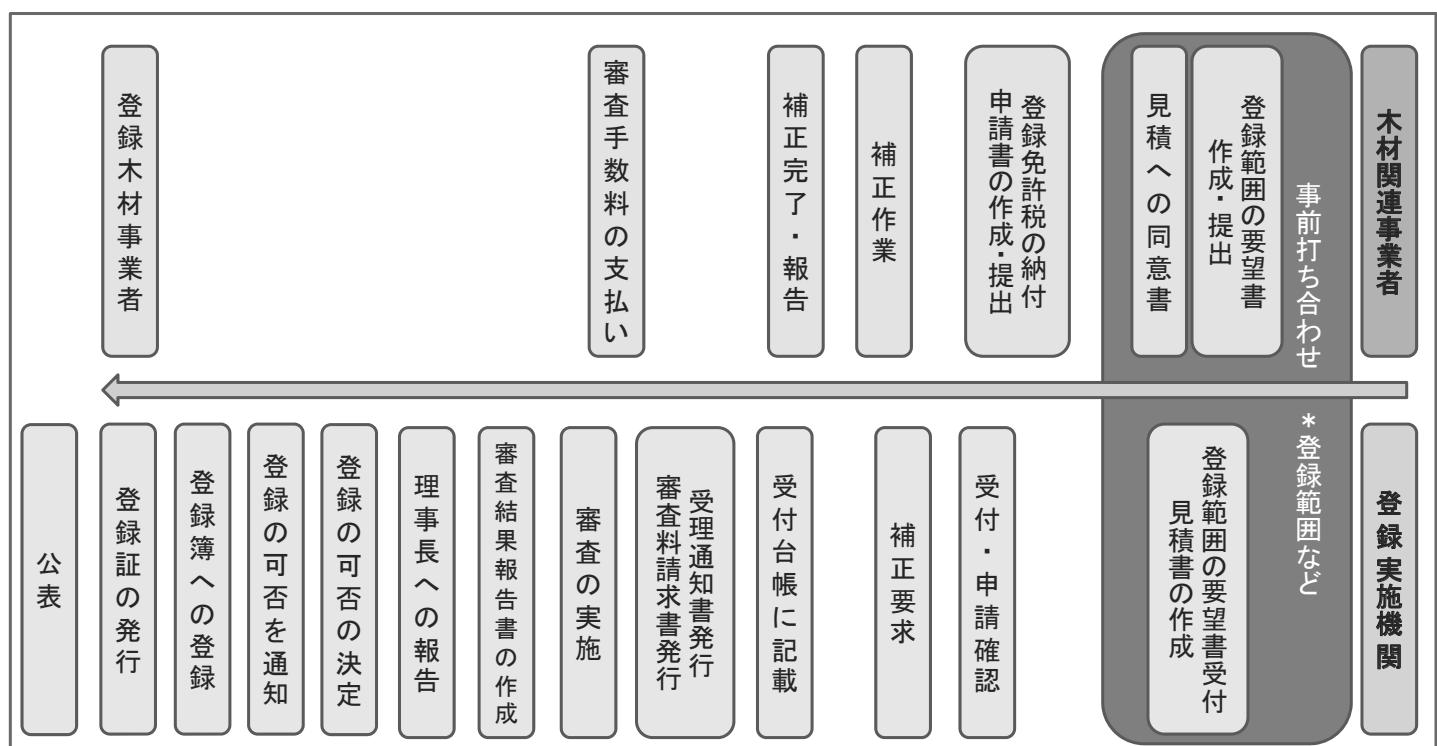
6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

1 (新)	判断基準省令第6条における「合法伐採木材等の分別管理」とは、何を分別するのか。また、分別の方法は倉庫の区画など物理的方法でなければならないのか。	合法性の確認ができた木材等とそれ以外の木材等に分別することを求めています。分別管理の方法は、明確に分別して管理できるのであれば、その方法は問いません。倉庫等において物理的に区画する方法のほか、例えば、ロット番号、バーコードなどを用いて管理することも想定されます。
----------	--------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

登録までの流れ



お知らせ | 公益財団法人 日本木材検査会 黄金賞内・クリーンウッド... ×

登録手続きの開始についての留意事項等

- 事前の打合せから行いますので、下記の「登録のご案内」、「登録範囲の要望書」、並びに添付資料をご覧いただき、ご一読いただきますようお願ひ申し上げます。
- 本会は、全国に7事業所があります。登録の問い合わせを行う場合は、本部又は担当区域の事業所にお問い合わせください。

事業所等一覧⇒ PDFファイル

登録のご案内(登録の手順、手数料等)⇒ PDFファイル

登録範囲の要望書⇒ Wordファイル

登録範囲の要望書(記載例)⇒ PDFファイル

添付資料1「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)の概要等」(平成29年10月)⇒ PDFファイル

添付資料2「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引」(平成29年9月15日版)⇒ PDFファイル

添付資料3「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A」(平成29年11月20日追加版)⇒ PDFファイル

添付資料4「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン」(平成29年5月23日)⇒ PDFファイル

※尚、添付資料につきましては、更新される場合がございますので、「クリーンウッド・ナビ」を合わせてご覧ください。
<http://www.riyna.maff.go.jp/jriyuu/goho/index.html>

登録申請について

クリーンウッド法のしくみについて既にご了知の会社、団体におかれましては、下記の登録申請に必要な提出書類を準備され、本部又は担当区域の事業所にご連絡のうえ、送付願います。

【提出書類】

登録申請書 様式1⇒ Wordファイル
 登録申請書に係る別表1、別表2⇒ Wordファイル

JPC-BCW01
審査依頼合せのための要請書です。登録申請書ではありません。

登録範囲の要望書

年 月 日

公益財団法人日本木材検査会理事長 殿

申請者名	社名: 代表者名:	印
住所		

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)(平成28年5月20日法律第48号)に基づき木材関連事業者についての登録を受けるにあたって、下記の通り要望いたしました。

記

1. 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別		(1) 第一種木材関連事業 ※該当する区分に○印、該当する場合は両方に○印付。
		(2) 第二種木材関連事業
林野庁の定める「木材・木材製品の出荷台帳、森林可燃性の説明のためのガイドライン」に基づく説明文(並びに)都道府県等による認証制度の認証の有無。※該当する区分に○印。		
記		
1. 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別		
(1) 第一種木材関連事業 ※該当する区分に○印付。		
(2) 第二種木材関連事業		
林野庁の定める「木材・木材製品の出荷台帳、森林可燃性の説明のためのガイドライン」に基づく説明文(並びに)都道府県等による認証制度の認証の有無。※該当する区分に○印。		
記		
2. 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別		
(1) 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業 (2) 木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは構築をする事業 (3) 太陽パネル等を用いた発電事業 ※該当する区分に○印。該当する場合は該当する部分に○印付。		

「木材等」とは、木材及び木製品の加工後、又は主たる原料として製造した家具、器具の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用された後も、あるいは複数回も使用してしまったものと定めます)をいいます。
「木製」とは、「木工」、「木挽良及び角材」、「木板及び角材」、「合板」、「木板構造材及び集成材」、「CLT」及び「木質パッケージ」、チップ材又は小片状の木材。
「半原木」、「木皮」、「木粉」、「木チップ」、「木纖維板」、「パインクルカバード」、「纖維用木脂」、「木製パッケージは木材等に該当しません」。
「家具」、「器具」の用語の定義については、少しだけ木材又は木材「らしさ」を感じていてもその対象となりますが、「椅子」、「机」、「籠」、「収納箱」に「ラック」、「ローバーベンチ」、「コートハンガー」、映像、音響機器等「らしさ」を感じていても木材に該当しません。
「木材」は、木材や樹木などの資源を適度な割合で利用して製造した、様々な形の商品は含まれません(注記)、家具の解説等に記載する詳細については別途記載して下さい(イタリック字で強調しています)。
「工作物」は、建築物、構築物、土木構造物等を意味します。「建築」は、フレーム構造または骨格構造のうち、フレームの表面に外装材及び内装材を目的として施設した材料以外のものを指します。

2. 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別

① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業
② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは構築をする事業
③ 太陽パネル等を用いた発電事業
※該当する区分に○印。該当する場合は該当する部分に○印付。

November 2017

3. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場	<p>① 第一種木材関連事業の場合 ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称 イ 所在地 ウ 事業内容 ※複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。 ※必要に応じ別表1により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合 ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称 / プロジェクト名称 イ 所在地 ウ 事業内容 ※複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。 ※必要に応じ別表1により整理すること。 ※プロジェクト単位での申請は別表2に記載。ただし、建築又は建設をする事業に限る。</p>
4. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類	<p>① 第一種木材関連事業の場合(取り扱う木材等の種類全てを記載する。) ※省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.(の)定義) <参考>を参照 ※必要に応じ別表1により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合(取り扱う木材等のうち登録対象の木材等を記載する。) ※省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.(の)定義) <参考>を参照 ※必要に応じ別表1により整理すること。</p>
5. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み	<p>※必要に応じ4.の区分等により別表1で整理すること。</p> <p>※直近1年間に取り扱う見込みを記載。</p>
6. 登録の対象となる木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域 (* 第一種木材関連事業のみ)	<p>① 樹種(直近いが想定される樹種名を列記): ② 伐採された国又は地域(木の伐採された国又は地域): ※必要に応じ4.の種類等により主要な樹種、伐採された国名又は地域を別表1で整理すること。</p>
7. 登録申請を担当する者の氏名及び連絡先	<p>【連絡先】 会社名 所属 担当者名 所在地 電話/FAX番号 e-mail ※委任申請は不可。代理申請は不可。</p>
8. 請求書の宛先	<p>【手数料請求先】 会社名 担当者名 所在地 電話/FAX番号 e-mail</p>

別表1 部門、事務所、工場又は事業場(プロジェクト単位を除く)の場合

3.			4.		5.	6. (第一種木材関連事業 は必須。)	
部門、事務所、工場 又は事業場	所在地	事業内容	木材等の種類		木材等の 1年間の重量、 体積、面積又 は数量の見込 み	樹種	伐採され た国又は 地域
			大分類	小分類			

http://www.jpic-ew.net/work/cleanwood.shtml

» 登録手数料一覧(税別となります。)

1. 新規登録手数料
(1) 事業者による登録申請

事業の別	事業所等の数	金額	備考
第一種木材関連事業	a.事業所等数 9以下	32,000円	登録事項確認手数料・ 登録証発行手数料を含みます。
	b.事業所等数 10~29	40,000円	
	c.事業所等数 30以上	48,000円	
第二種木材関連事業	a.事業所等数 9以下	30,000円	
	b.事業所等数 10~29	38,000円	
	c.事業所等数 30以上	54,000円	
第一種木材関連事業及び 第二種木材関連事業	a.事業所等数 9以下	48,000円	登録事項確認手数料・ 登録証発行手数料を含みます。
	b.事業所等数 10~29	56,000円	
	c.事業所等数 30以上	68,000円	

(2) 林野庁の定める「木材・木製品合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明方法並びに都道府県等による認証制度の認証を得ている事業者による登録申請

事業の別	事業所等の数	金額	備考
第一種木材関連事業	a.事業所等数 9以下	30,000円	登録事項確認手数料・ 登録証発行手数料を含みます。
	b.事業所等数 10~29	38,000円	
	c.事業所等数 30以上	46,000円	
第二種木材関連事業	a.事業所等数 9以下	28,000円	



登録書(例)



登録後の取扱い

I. 年度報告

登録木材関連事業者は、少なくとも毎年一回、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について定められた「年度報告書」の書式により本会に報告を行う必要があります。報告は毎年度3月末日に取りまとめて6月末日までに提出となります。

II. 登録事項の確認

登録に係る事業の範囲において合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講じていること又は登録木材関連事業者の名称の適切な使用を遵守していることを確認の必要があると認められる場合には、本会の審査員の行う調査に協力しなければなりません。

III. 登録事項の変更

登録事項の変更がある場合には、変更に係るものを記載した書類を付して登録事項変更申請書を提出しなければなりません。

<事例 2-2> 製材工場(外材:丸太を自社輸入)

伐採国 又は地域	樹種	木材の種類	入荷量		出荷量		合法性の確認確認方法及び追加的措置
			取扱量	うち合法性の確認ができた量	取扱量	うち合法性の確認ができた量	
米国	ペイマツ	① 丸太	m ³	m ³	m ³	m ³	判断基準省令に基づき、規定された情報を収集するとともに、国の提供する情報等を踏まえた確認を行なった。 (登録申請時の内容を記載する。)
		②-1 ひき板			m ³	m ³	
		②-2 角材			m ³	m ³	
	ペイソガ	① 丸太	m ³	m ³	m ³	m ³	※ 参考として根拠資料の例3件(主な伐採国等との取引1件につき、①主な樹種の輸出許可書やエビデンス等、②国又は地域等が発行する合法証明書、③合法性を確認した旨を記載した納品書等の写し)を添付する。
カナダ	ペイマツ	① 丸太	m ³	m ³	m ³	m ³	※ 輸入材の証明については、「クリーンウッド・ナビ」、「合法木材ハンドブック」を参照。
		②-1 ひき板			m ³	m ³	
		②-2 角材			m ³	m ³	
	ペイソガ	① 丸太	m ³	m ³	m ³	m ³	
計		②-1 ひき板			m ³	m ³	
		②-2 角材			m ³	m ³	

注: 1) 木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業は出荷量欄に販売量、輸入をする事業は入荷量欄に輸入量を記載する。

2) 樹木の所有者から丸太を譲り受けて、木材として加工、輸出、販売する場合は入荷量と出荷量を記載する。

※ 工場から発生する端材やのこぎりは、他社に副産物として譲り渡した場合等に「使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの」に該当しますので、記載しないでください。合板等も同様です。

登録後の取扱い

IV. 登録の更新

登録後5年ごとに登録の更新が必要になります。登録の継続のために、登録事項更新申請書により申請があつた場合には、「6登録の標準処理手順」と同様に更新を行います。

V. 登録の取消し、及び抹消

次のような判断をした場合には、登録の取消行う場合があります。

- 1 登録木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保する措置を適切かつ確実に行えていない。
- 2 「登録木材関連事業者」という名称を本法の規定に反して使用した。
- 3 不正の手段により木材関連事業者の登録又はその更新を受けた。

ただし、登録の取消を行おうとするときは、その1週間前までに登録木材関連事業者にその旨を通知し、弁明の機会を設けます。

また、登録木材関連事業者の登録を取り消したとき、あるいは登録木材関連事業者の申請に基づいて登録を取り消し、抹消したときには、その旨を公表します。

公益財団法人 日本合板検査会	〒:105-0033 東京都港区西新橋3丁目13番3号 (ユニゾ西新橋3丁目ビル) TEL:(03)5776-2680、FAX:(03)3438-1360 Email: info@jpic-ew.or.jp
北海道検査所	〒:003-0013 北海道札幌市白石区中央3条3丁目6番25号 TEL:011-833-0808、FAX:011-833-3222 Email: jpic-hkd@jpic-ew.or.jp
東北検査所	〒:020-0122 岩手県盛岡市みたけ1丁目5番49号 TEL:019-647-1660、FAX:019-647-1662 E-mail: jpic-thk@jpic-ew.or.jp
東京検査所	〒:340-0028 埼玉県草加市谷塚2丁目11番33号 TEL:048-928-3331、FAX:048-928-3333 E-mail: jpic-tky@jpic-ew.or.jp
名古屋検査所	〒:453-0855 愛知県名古屋市中村区烏森6丁目117番地 TEL:052-483-2225、FAX:052-483-2227 E-mail: jpic-ngy@jpic-ew.or.jp
大阪検査所	〒:559-0026 大阪府大阪市住之江区平林2丁目2番8号 TEL:06-6685-0255、FAX:06-6685-5134 E-mail: jpic-osk@jpic-ew.or.jp
中国検査所	〒:690-0825 島根県松江市学園1丁目9番8号 TEL:0852-25-5755、FAX:0852-25-5756 Email: jpic-cgk@jpic-ew.or.jp
九州検査所	〒:801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸3丁目1番38号 TEL:093-321-3434、FAX:093-321-3435 E-mail: jpic-kvs@jpic-ew.or.jp

登録免許税の納付方法について

年度

税目番号(221)

税務署名(コウジマチ)
税務署番号(00031017)

税目(登録免許) 住所及び法人名

本税金額及び合計額(¥15000)

- 領収済通知書(3枚綴り)
最寄りの税務署で入手できますが、
麹町税務署以外の税務署で入手さ
れる場合は、税務署名、税務署番号
が記載されていない様式を入手して
ください。
- 年度、税目番号(221)、税務署名(コ
ウジマチ)、税務署番号(00031017)、
税目(登録免許税)、本税金額
(¥15000)、合計額(¥15000)、住
所、法人名を記入してください。
- 税務署、銀行、郵便局で納付してく
ださい。
- 領収印が入った領収証書の写しを
提出してください。

ご清聴ありがとうございました。

クリーンウッド法の概要と 登録について

2019(平成31)年3月18日

(一社)全国木材組合連合会

構 成

1. 違法伐採とは何か
2. 我が国における違法伐採対策の経過
3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン
4. 海外の動向(各国の違法伐採対策)
5. クリーンウッド法の概要
6. 木材関連事業者登録について
7. まとめ
8. クリーンウッド法に関する情報提供

1. 違法伐採とは何か

(1) 違法伐採の定義、考え方

違法伐採：一般的に、それぞれの国の法律に反して行われる伐採
(国際的に合意された定義はない。)

概ね以下のケースが違法伐採に該当

- ① 国立公園や保護区の森林といった伐採禁止エリアで伐採
- ② 得るべき許可を受けずに伐採(許可証の偽造を含む)
- ③ 許可された量、面積、区域等を越えての伐採
- ④ 先住民等の権利を不正に侵害して伐採 等

違法伐採が引き起こす問題とは

- 木材生産地の環境破壊 (→水源涵養機能の低下、生物多様性の喪失等)
- 地球温暖化の進行 (→森林減少・劣化によるCO₂排出)
- 不公正な貿易 (→適正なコストを払わない木材は価格競争力が強い)
- ゲリラやテロ組織への資金供給 (→インターポールでは、違法伐採とこれに関連する汚職により、世界全体で毎年300億円の損失を被っていると分析)

1. 違法伐採とは何か

(2) 違法伐採の発生事例 ← 大きな変化

日本のメディア等で報道される事例は、比較的大規模・悪質なものと考えられる。地元行政機関や軍部の汚職によるものや、テロ組織の資金源になっているケース等も報告されているが、氷山の一角と言われている。



① 途上国の法整備、執行体制の強化

インドネシア、マレーシアを含め、途上国において違法伐採対策、輸出許可等実効性のある取組みが進展
途上国における森林認証制度の普及、天然林の伐採量の減少

② 輸入国、消費国の需要者、消費者の意識の変革

消費者の間に、木材・木材製品の出所、由来、持続可能性に留意する意識が拡大
木材関連企業のCSR、CSVの中での、合法性、持続可能性の追求、差別化

③ 中間貿易国との増加

木材の伐採国から消費国への直接貿易から、中国、ベトナムなど中間加工国を通した貿易の急速な拡大

※ 違法伐採があるとすれば個々の地域の個々の問題化



症状に応じた個別の対策が必要

2. 我が国における違法伐採対策の経過

(1)国際的な背景

○ G8サミット(先進国首脳会議)

- H12 九州・沖縄サミット:「違法伐採に対処する最善の方法について検討する」との首脳声明を発表(森総理)
- H17 グレンイーグルス・サミット(イギリス):G8環境・開発大臣会合の「政府調達や貿易規制、木材生産国支援などの具体的行動への取組」に合意(小泉総理)
- H20 北海道洞爺湖サミット:「G8違法伐採専門家報告書」を公表(福田総理)

○ APEC(アジア太平洋経済協力フォーラム)

- H23 ホノルルAPEC首脳宣言において、「違法に伐採された林產品貿易を禁止するための適切な措置を実施するよう取り組み、違法伐採及び関連する貿易に対処するため、APECにおける追加的活動に着手する」と明記。
- H26 北京APEC首脳宣言において、「我々は、…違法伐採及び関連する貿易と闘う努力を継続する」と明記。

2. 我が国における違法伐採対策の経過

(2)これまで行われてきた国内における対策

○ 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の策定 (H18年)

- グリーン購入法に則して調達する木材・木材製品の合法性の判断基準として、林野庁が策定・公表
- 業界団体による事業者認定による方法、森林認証とCoC認証を活用した方法、個別企業による自主的な証明方法の3種類の証明方法を例示

○ 合法木材推進のための予算の確保と補助事業の実施

- 民間企業・一般消費者への普及等
- 輸入木材の実態調査
- 合法木材の信頼性向上のための第三者機関による国内供給状況の調査

○ 法令における合法木材の位置づけ

- グリーン購入法
- 公共建築物等木材利用促進法

】 対象とする木材・木材製品について、合法性を要件に

2. 我が国における違法伐採対策の経過

(3) グリーン購入法の活用

国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律(グリーン購入法)(平成12年法律第100号)

- 環境負荷の低減に資する物品・役務(環境物品等)について、国等の公的部門における調達の推進、情報の提供等により、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

国等における調達の推進

基本方針の策定(閣議決定・毎年度見直し)

- 各機関が調達方針を作成する際の基本的事項

国等の各機関(国会、裁判所、各省庁、独立行政法人等)

- 毎年度「調達方針*」を作成公表
- 調達方針に基づき調達推進
- 調達実績の取りまとめ、公表、環境大臣への通知

環境大臣が各大臣等に必要な要請

* 基本方針や各機関の調達方針の中でガイドラインに基づく合法木材の判断基準・調達目標を明記

地方公共団体・地方独立行政法人

- 毎年度、調達方針の作成に努める(努力義務)
- 調達方針に基づき調達推進(努力義務)

事業者・国民

- できる限り環境物品等を選択(一般的の責務)

情報の提供

製品メーカー等:適切な環境情報の提供

環境ラベル団体等:適切な環境情報の提供

国(政府):上記の情報を整理、分析して提供

○平成18年基本方針変更:合法性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象に追加

[紙類、文具、ベッドフレーム、オフィス家具、公共工事資材]

○平成27年基本方針変更:合板型枠(公共工事資材のうち)を追加

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

1. 森林認証とCoC認証を活用した方法

森林認証(FSC、PEFC、SGEC等)を取得した森林から生産された木材・木材製品が、それ以外の木材と混じらないよう、CoC認証制度により、適切に分別管理されていることを評価・認証(認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明)

2. 業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による方法

関係団体は、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成。団体の認定事業者が生産・加工・流通の各段階で証明書を交付。

3. 個別企業による自主的な証明方法

規模の大きな企業等が独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階に至るまでの流通経路等を把握した上で証明。

その中に新しく提案されたのが、
「業界団体の認定を得て、事業者が行う証明方法」

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法

業界団体による認定事業体



9

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法

業界団体認定方式の特徴

業界団体の信頼性を根拠にしているため、低コスト・効率的

鉄やアルミ製品など、他の建築資材と競合する木材業界では、
不可欠な条件

信頼を持って受け入れられるように、「業界をあげた継続的な努力」が必要。
例：認定団体研修、認定事業者研修、合法木材ナビ等での情報公開etc

10

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法

(分別管理)

分別管理の場所を有していること

分別管理の方法が定められていること

(帳票管理)

入出荷、在庫の管理簿等が整備されていること

関係書類(証明書を含む)を5年間保存すること

(責任者の選任)

本取組の責任者が1名以上選任されていること

11

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法

合法木材であることの証明書の例

納品書(出荷伝票)									
番号2005010001 平成 年 月 日									
○○○○木材(株) 総 住所: ○○市○○字○○									
発地(出荷場所) ○○○○製材所 ○○工場 発地(納入場所) ○○○○木 材 ○○製品市場									
規格	品等	寸法	数量	単材積	材積	単価	金額	備考	
上記の製材品は合法的に伐採された木材のみを原料としています。									
認定番号を明記する									
○○○○製材所 認定工場番号: ○○県本連0001号 氏名: 山田 一郎 印 住所: ○○県○○市○○1丁目2番地 電話: XXX - YYY - ZZZZ									

第三者から信頼性を保証されていることがわかること

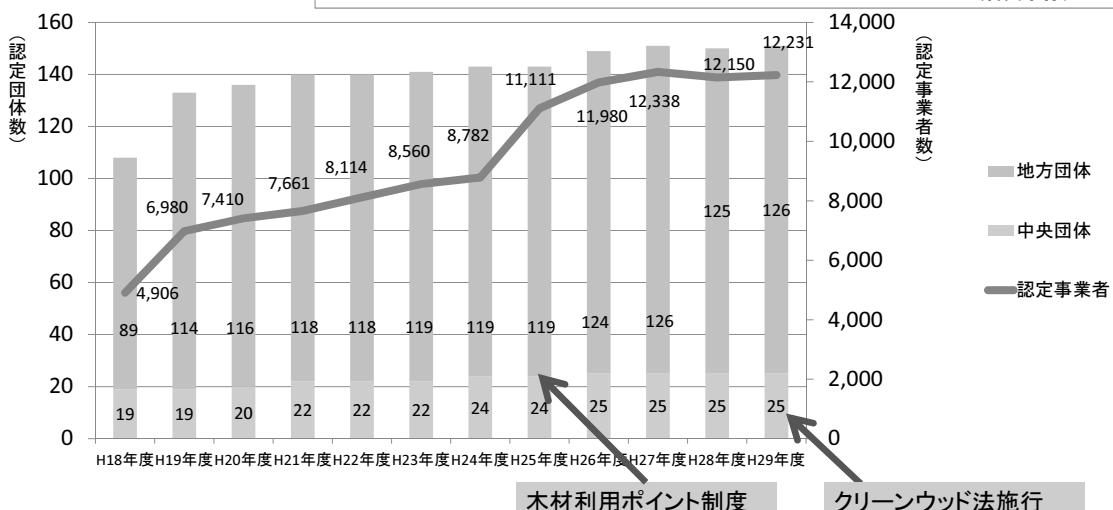
12

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

認定団体数と認定事業者数の推移

2019年3月12日現在 認定団体 150 認定事業者 12,161

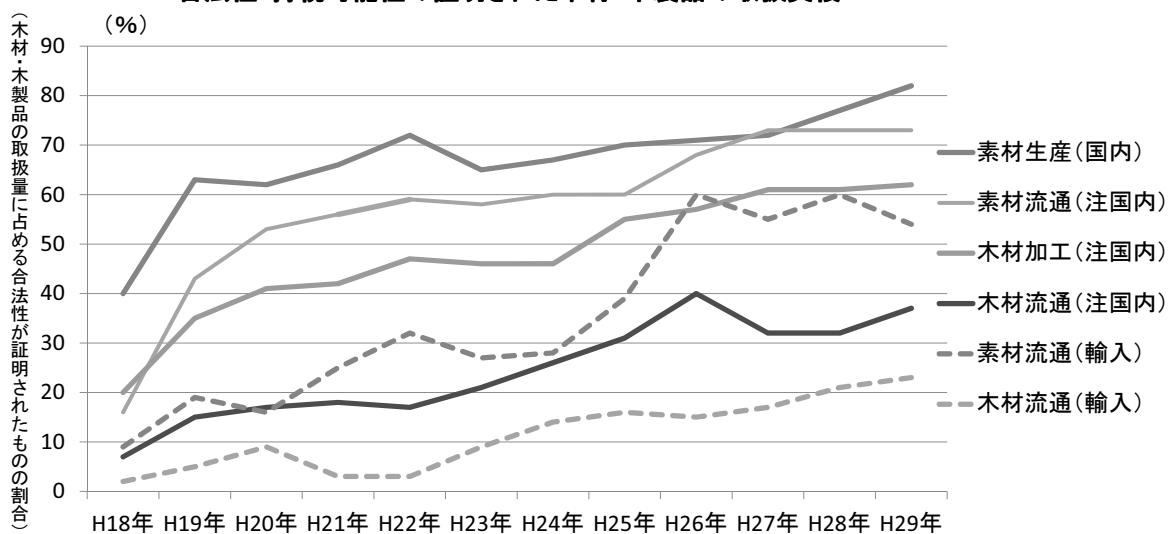
(合法木材ナビHPより)



13

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績



注 1 平成29年度分については、全木連の要請に基づいて実績報告を提出した128認定団体、9,741事業体の集計値

2 (注国内)=国内における流通加工業に係るもので一部輸入材も含む

14

4. 海外の動向（各国の違法伐採対策）

（1）デュー・ディリジェンス（DD：然るべき注意）とは？

各事業者が、自ら取り扱う木材・木材製品が違法伐採材ではないことを判断するために、払って然るべき適切な注意及び努力。

デュー・ディリジェンスの実施例

1. 木材・木材製品の情報の確認

- ①樹種名、伐採国（必要に応じ、伐採地域、伐採許可の有無）
- ②木材・木材製品を供給した者の名称、所在地
- ③木材・木材製品に適用される法律を遵守していることを示す書類及びその他の関連情報

2. リスク評価の実施

上記1.に基づき、

- ①該当する樹種の違法伐採の状況、
- ②生産地における違法伐採の状況、
- ③流通経路、

等もふまえ、取り扱おうとする木材・木材製品のリスクを評価。

3. 最終判断

上記2.に基づき、取引見合わせ、追加書類の確認による再評価、取引実行等を判断。

4. 海外の動向（各国の違法伐採対策）

（2）米国レイシー法の概要

1. 経緯等

- (1)1900年成立。違法に捕獲された鳥類その他動物の州際取引を規制。
- (2)2008年12月に「木材・木材製品」を対象に追加。

2. 対象品目

- (1)林産物（関税分類上）：チップ・薪、炭、丸太、棒、枕木、製材、単板、加工木材、合板等、額縁、工具の柄、建具、台所用品、小像、その他
- (2)上記(1)以外：杖・鞭、手道具、ピアノ、その他の弦楽器（バイオリン・ギター等）、拳銃、拳銃の付属品、木製フレーム腰掛け、ビリヤード用品・付属品、彫刻

3. 義務または禁止されている事項

- (1)連邦法や規則・条約、州法及び外国の法律に違反して採取、保持、輸送、売買された木材・木材製品の州間及び国際的な輸入、輸出、移送、売買、受取、入手。
- (2)取引・貿易に際しての申告書類・表示の偽装等。

4. 罰則の運用

司法当局が調査し告訴を行って、裁判により有罪、無罪、罰金額等を決定。

⇒ 事業者が違法伐採木材と知りながら取引した場合のみならず、過失であっても過失の程度に応じて罰則を適用。
(司法の判断例：罰金30万ドル+基金寄附5万ドル)

4. 海外の動向（各国の違法伐採対策）

(3) EU木材規則(EUTR)の概要

1. 経緯等

2010年10月20日成立、2013年3月3日から施行。

2. 対象品目

チップ・薪、丸太、枕木、製材、単板、さねはぎ加工、PB、OSB、繊維板、合板・集成材、改良木材、額縁、木製ケース類、樽・おけ、建築部材、木製家具、プレハブ、パルプ・紙製品

3. 義務または禁止されている事項

(1)事業者(木材・木材製品をEU市場に最初に出荷する者)

○違法な木材・木材製品のEU市場への出荷の禁止。

○市場に木材・木材製品を出荷する際、デュー・ディリジェンスを行わなければならない。

(2)取引業者(EU市場に出荷された木材・木材製品を販売または購入する者)

○木材・木材製品の購入元及び販売先の記録を最低5年間保存し、管轄官庁の求めがあればその情報を提供しなければならない。

4. 罰則の運用

各国が定める監督官庁及びモニタリング機関が調査し、業界を指導。

⇒ 罰則の適用方法等は、各国ごとに規定。

17

5. クリーンウッド法の概要

制定の経緯

OH17(2005) グレンイーグルス・サミット(英国)

日本政府の気候変動イニシアティブにおいて、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することを宣言。

OH18(2006) 木材・木材製品の合法性証明のためのガイドライン
(世界に先駆けて実施)

○欧米等における法律の制定

(米)レイシー法(2008)

(欧)EU木材規則(2013)英、独、仏、伊など

(豪)違法伐採禁止法(2014)

(韓国)違法伐採関連法令(2018. 10月施行)

・対象を民間にも拡大
・供給側のみならず需要側も対象に

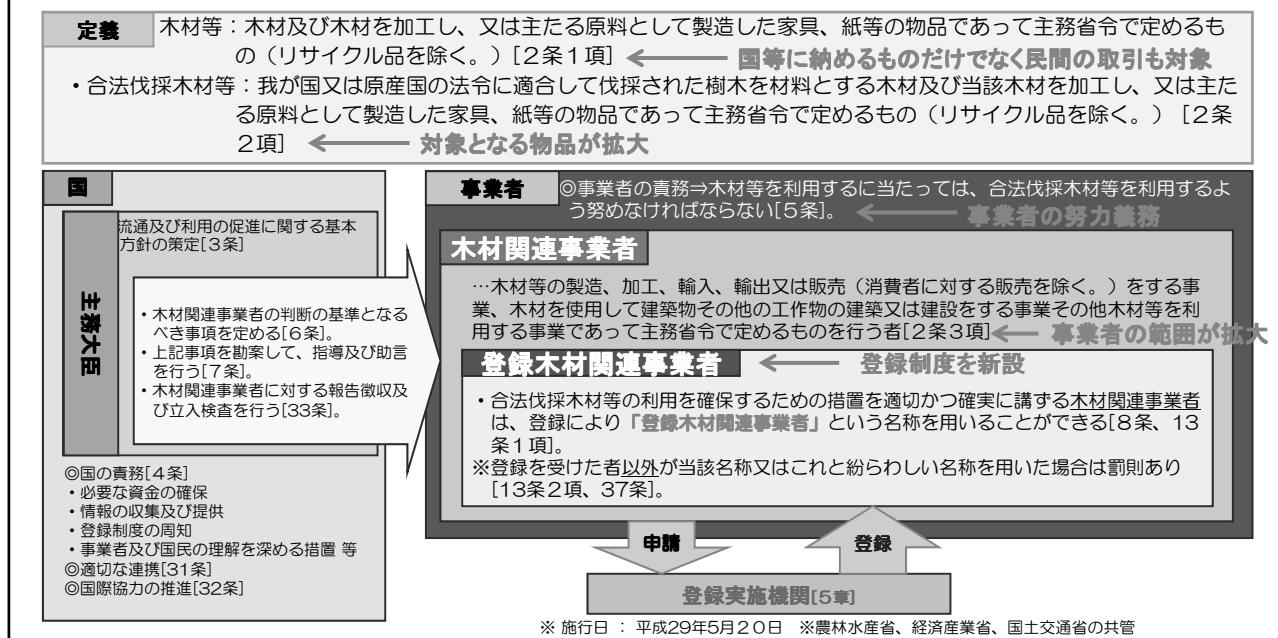
EUは日本に対し、違法伐採対策の法制化を働きかけ

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)

OH28(2016) 伊勢志摩サミット

日本における違法伐採対策の強化を発信 →議員立法で成立(2016年5月) 18

5. クリーンウッド法の概要



クリーンウッド法の概要

クリーンウッド法のねらい

法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進
(流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと)

事業者は

そのために

○事業者一般は合法伐採木材等の利用に努める（第5条）

○木材及びその製品（省令で定義）を製造・加工・輸入・販売（消費者への販売を除く）する又は木材を使用して建築等をする事業者（木材関連事業者）は国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等（DD（デューデリジエンス）等）を行う（第6条）

○上記の措置を適切かつ確実に行う者は登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用できる（第13条）

国は

そのために

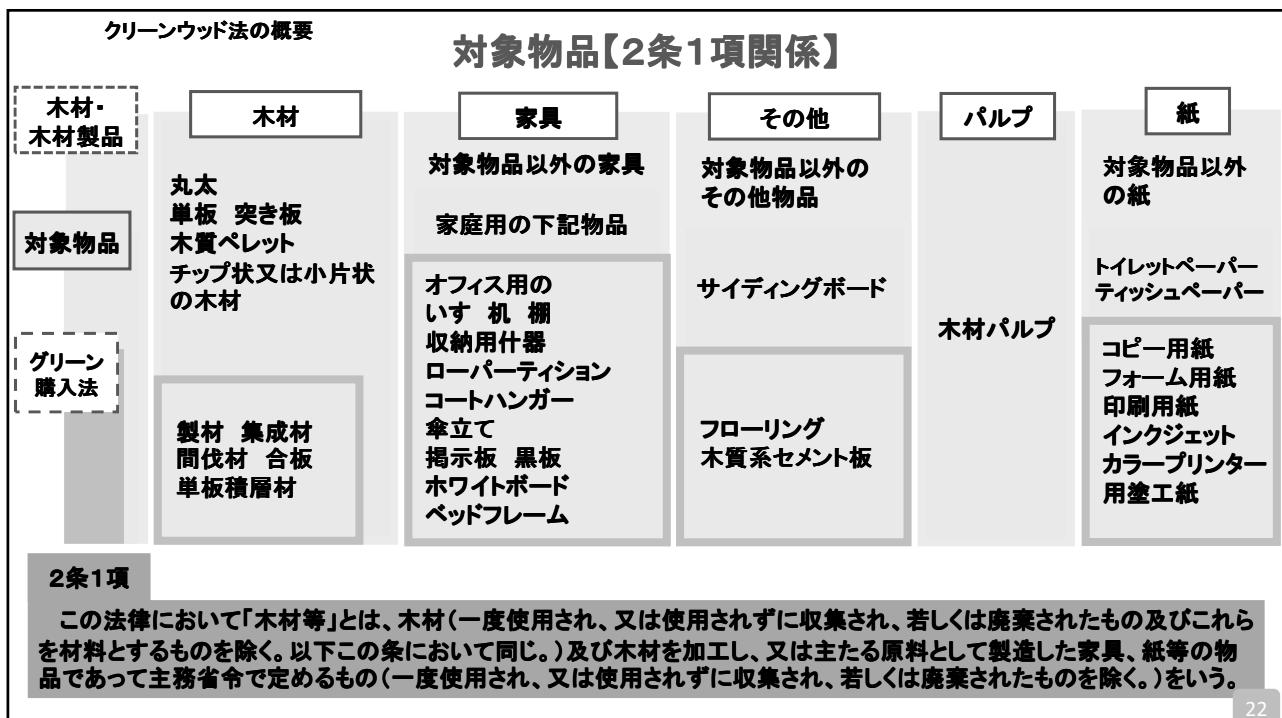
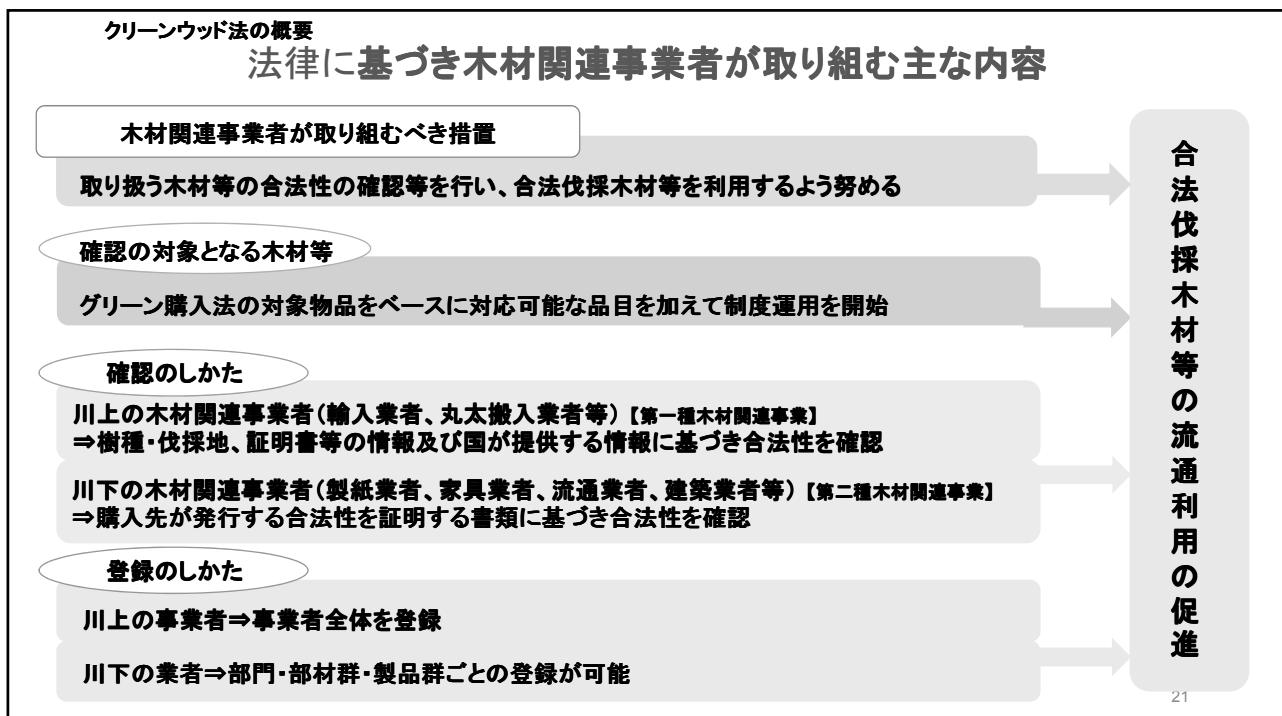
○諸外国の法令等に関する情報を収集・提供する（第4条）

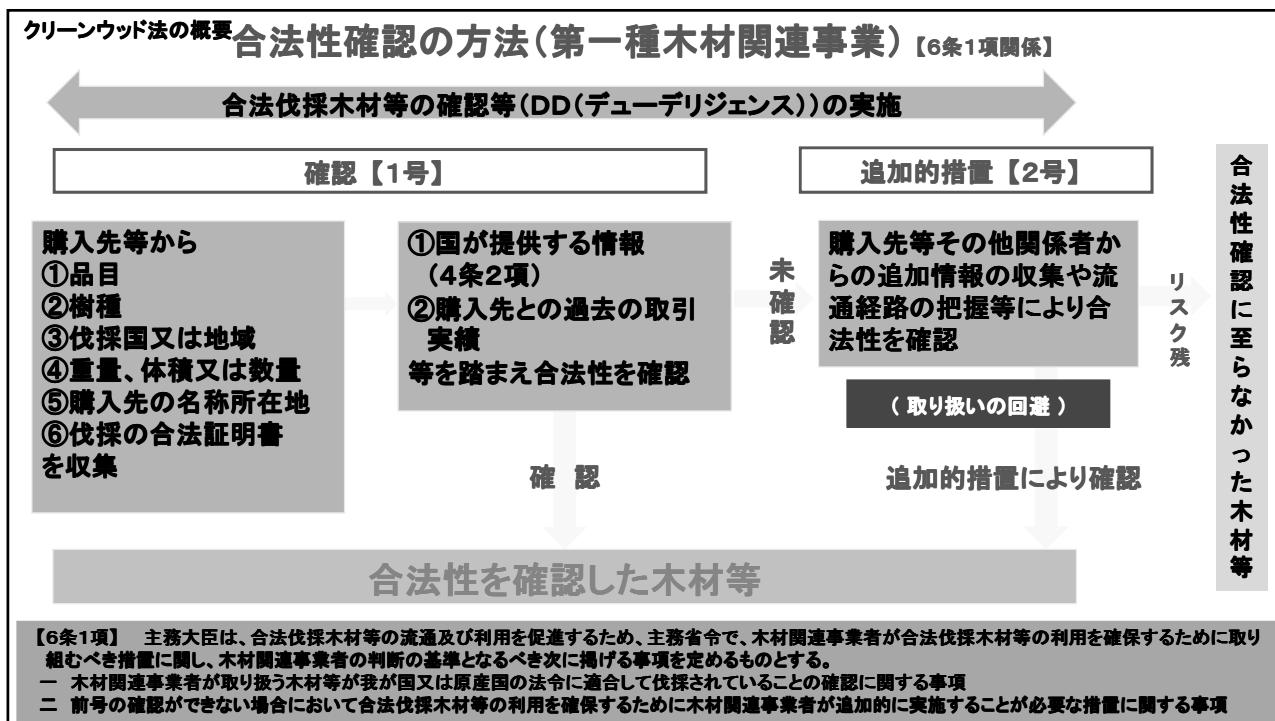
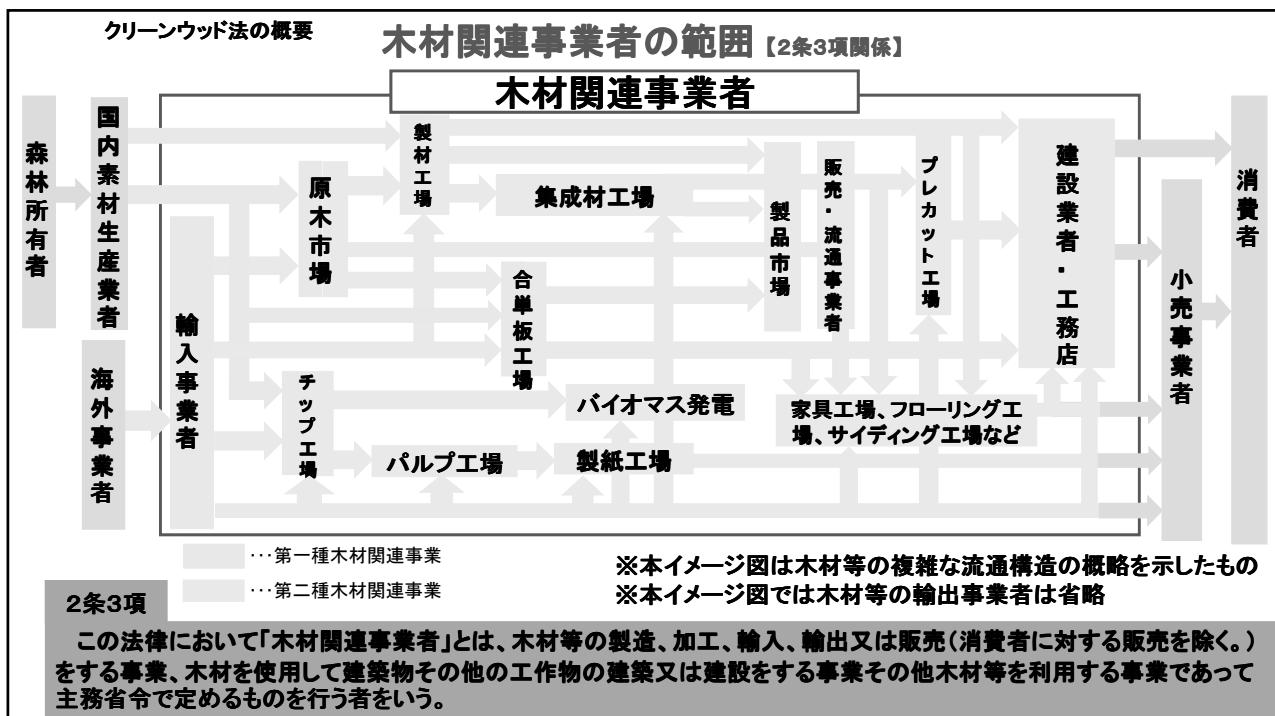
○法の意義を国民・事業者に広報する（第4条）

○木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・立入検査を行う（第7条、第33条）

○登録木材関連事業者の優良な取組を公表する（第4条）

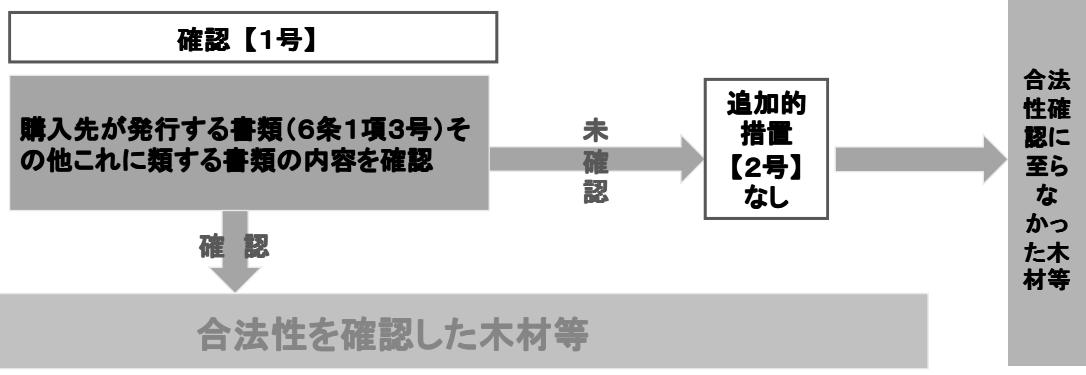
○諸外国・民間団体等と連携・協力する（第31条、第32条）





クリーンウッド法の概要

合法性確認の方法(第二種木材関連事業)【6条1項関係】



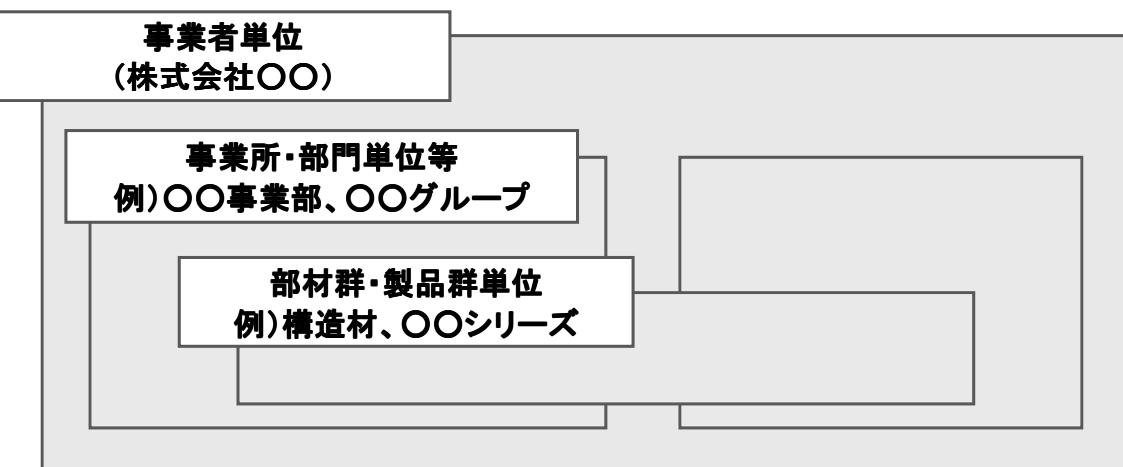
- 1 合法木材認定事業者が発行する合法証明を確認
2 納品書などの書類の保管

お施主様への説明責任

【6条1項】 主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に關し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。
一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

クリーンウッド法の概要

登録する事業の範囲【9条1項関係】



9条1項

…第一種木材関連事業

…第二種木材関連事業

前条の木材関連事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録実施機関に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲に係る事項として主務省令で定める事項

5. クリーンウッド法の概要（補足）

合法性の確認について

確認【川上の事業者】

(第一種木材関連事業)

①品目、②樹種、③伐採国又は地域、④重量、体積又は数量、⑤購入先の名称所在地、⑥伐採の合法証明書の内容を確認

確認【川下の事業者】

(第二種木材関連事業)

購入先が発行する書類(6条1項3号)その他これに類する書類の内容を確認

木材関連事業者は、ガイドラインに基づく「森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法」、「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」及び「個別企業等の独自の取組による証明方法」並びに都道府県等による森林や木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

(基本方針 II-3-(3))

認定事業者が、従来通りの分別管理、書類管理・保存、責任者の選任を行い、発行した合法証明書を添付することで、クリーンウッド法における「確認した木材」と認められる。

(第二種木材関連事業を行うものの場合。第一種はその他の情報も収集して確認すること)

5. クリーンウッド法の概要（補足）

木材等を譲り渡すときに必要な措置（情報の伝え方）

「クリーンウッド法に関するQ&A」(平成29年11月20日追加)より

○何を記載すればいいのか？(Q33)

➡ 合法性の確認を行った旨及び確認ができた旨については、その旨が分かるよう記載されれば、その様式は問いません。登録や認証等を受けている旨については、登録や認証等の名称のほか、登録番号がある場合には当該番号を記載します。



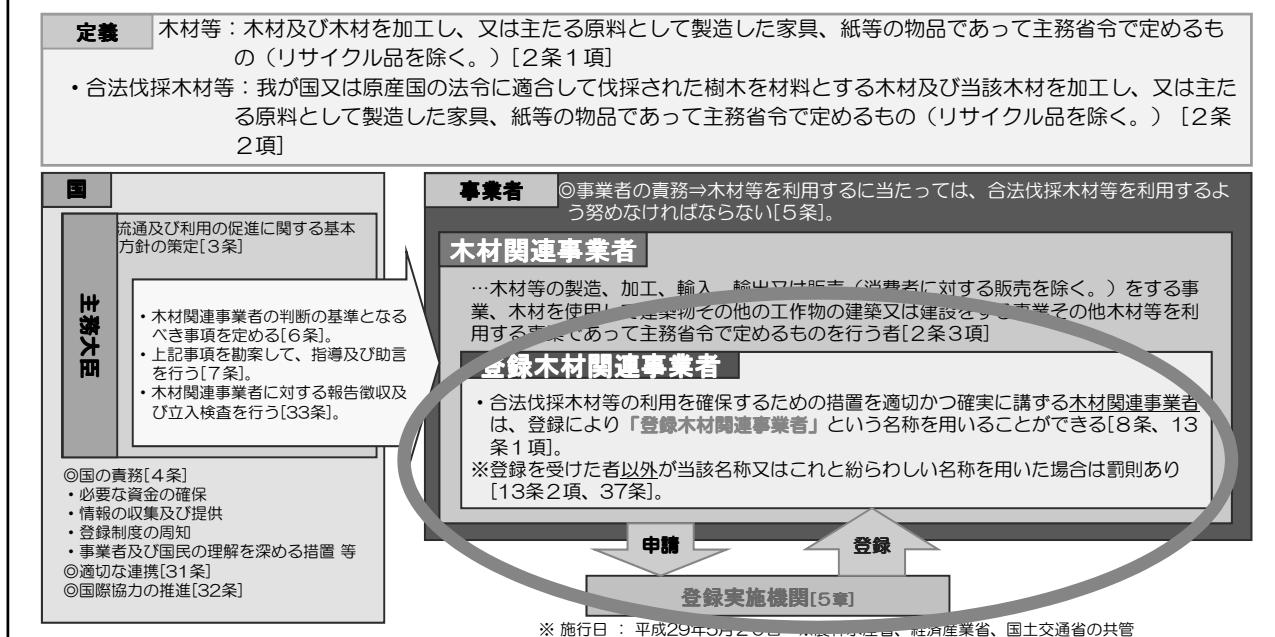
森林認証、CoC認証、森林・林業・木材産業関係団体の認定、あるいは都道府県等による森林、木材等の認証・認定番号を記載。

○情報はどうやって提供すればいいのか？(Q35)

➡ 木材等を譲り渡す場合に提供する書類は、納品書、契約書等の書類に必要事項を記載するなどして提供します。第二種木材関連事業の場合、これらの書類に記載すべき情報の一部をカタログやホームページ等で提供することも想定されます。

➡ 例)「この製品は、クリーンウッド法に基づき合法性が確認された製品です。」と記載。

6. 木材関連事業者登録について



6. 木材関連事業者登録について

登録木材関連事業者

- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる[8条、13条1項]。
- ※登録を受けた者以外が当該名称又はこれと紛らわしい名称を用いた場合は罰則あり[13条2項、37条]。



ポイント：

- 登録は任意（義務ではない）。→事業者が各自の判断で登録
- 「事業者は、…合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。」（第5条）
→登録のあるなしに関わらず、すべての木材関連事業者は、取り扱う木材等の合法性の確認を行うことが必要

登録木材関連事業者になると…（登録のメリット）

環境意識の高い事業者として、市場から高い信頼を得ることができる。

その一方で…

- 継続的に合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施が求められる。（実施状況についての報告義務あり。）→登録の条件を満たさなくなったときは、登録の取り消しもある。
→これからは、「登録するメリット」と併せて「登録しないデメリット」も考える必要あり？

6. 木材関連事業者登録について

登録実施機関について

登録実施機関: 全木連、県木連等は登録実施機関になることはできない。

○登録実施機関の登録の要件等 (法律第18条)

- 二 登録申請者が、木材関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、木材関連事業者がその親法人であること。
ロ 登録申請者の役員に占める木材関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該木材関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が二分の一を超えてること。
ハ 登録申請者(法人にあっては、その代表権を有する役員)が、木材関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該木材関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)であること。

登録する際の要件:

全木連の要望

- 登録木材関連事業者へのメリット措置を具体的に検討すべき
- 自主的に合法木材供給の努力を行ってきた認定事業者の経験を尊重すべき
- 認定事業者については、認定団体に提出している申請書、報告書をそのまま登録申請、年次報告にも流用可能にすべき
- 認定団体が、登録を希望する認定事業者について、一括して代理申請ができるようにすべき
- その際、認定団体の認定に係る審査を経ており、登録に係る審査は簡便化が図れることから、登録手数料等について配慮すべき



6つの登録実施機関が登録されている(2019年1月現在)

6. 木材関連事業者登録について

登録実施機関一覧

(平成29年10月17日登録、平成30年11月27日追加登録)

登録番号	登録実施機関の名称	登録実施事務を行う事務所の所在地	登録実施事務の対象事業	
1	公益財団法人日本合板検査会	①本部(東京都港区) ②北海道検査所(北海道札幌市) ③東北検査所(岩手県盛岡市) ④東京検査所(埼玉県草加市) ⑤名古屋検査所(愛知県名古屋市) ⑥大阪検査所(大阪府大阪市) ⑦中国検査所(島根県松江市) ⑧九州検査所(福岡県北九州市)	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
2	公益財団法人日本住宅・木材技術センター	東京都江東区新砂3-4-2	第二種	(1)木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業((2)に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。) (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
3	一般財団法人日本ガス機器検査協会	東京都港区赤坂1-4-10	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
4	一般社団法人日本森林技術協会	東京都千代田区六番町7	第一種 第二種	(1)木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業(当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。) (2)木質バイオマスを用いた発電事業(当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。)
5	一般財団法人建材試験センター	東京都中央区日本橋堀留町2-8-4	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
6	一般社団法人北海道林産物検査会	札幌市中央区北三条西7-1-5	第一種 第二種 (道内の企業)	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業

6. 木材関連事業者登録について

○登録するには…（登録の要件）

合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施することが求められる。
具体的には…登録申請時に、どの様な方法・体制等により合法伐採木材等の利用を確保するための措置
を講じるかについて申請書に記載。

※体制の整備とは…分別管理や責任者の設置、記録の保存、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の
設定（または既存の行動規範の見直し）等

○登録にかかる費用

- ①国に納付するもの： 登録免許税 15,000円（申請者が各自で納付）
 - ②登録実施機関に払う費用：（金額は、合板検査会の例（税別））
 - [登録時] · 登録手数料： 登録実施機関により異なる。
事業所数、第一種・第二種によって違いあり。（第一種・事業所数9以下の場合、32,000円）
ガイドラインに基づく合法木材の認定事業者の場合は手数料の割引あり。
 - [登録後] · 更新手数料（5年に1回更新） 11,000円
· 年会費（2年目以降） 10,000円
- ※登録事項変更の際には、別途手数料が必要

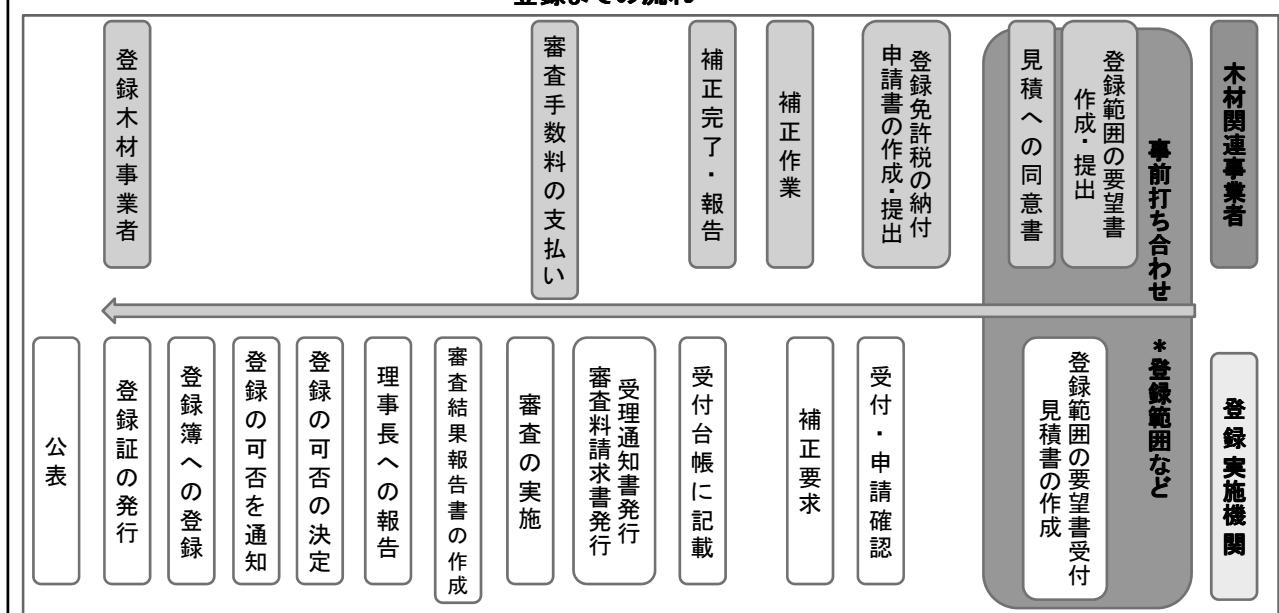
○登録したら…（登録木材関連事業者の責務）

- ・少なくとも年1回登録実施機関に合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について報告
→年度報告書の提出
- ・登録実施機関が必要に応じて行う登録事項の確認（調査）に協力する義務

6. 木材関連事業者登録について

登録までの流れ

※合板検査会のHPより



6. 木材関連事業者登録について

登録申請書の作成について(合板検査会の例)

1 申請書の記載事項

- (1)第一種／第二種 の別
- (2)製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別
- (3)合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場または事業場
- (4)合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類
- (5)合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み
- (6)登録の対象とする木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域(第一種のみ)

2 添付書類

- (1)合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる方法
 - ①確認に関する事項…判断基準省令に定める方法により的確に行うことを記載
 - ②木材等を譲り渡すときに必要な措置…どのような書類にどのような記載をするかを記載
 - ③記録の管理に関する事項…書類の保管方法等を記載
- (2)体制の整備に関する事項
 - ①合法伐採木材等の分別管理…分別管理の方法
 - ②責任者の設置
 - ③その他必要な体制整備(事業者の合法伐採木材等への取り組み方針の設定)…行動規範の設定

3 その他必要な書類

住民票の写し(個人の場合)、定款または寄付行為、登記事項証明書、役員名簿(法人の場合)、誓約書など

6. 木材関連事業者登録について

登録後に必要になる書類

年度報告書の作成について(合板検査会の例)…少なくとも毎年一回提出

報告書の記載事項(第一種木材関連事業の場合)

①木材

- (1)伐採国
- (2)樹種
- (3)木材の種類
 - ・丸太、ひき板、角材、単板、突き板…
- (4)入荷量、出荷量
 - 取扱量、うち合法性の確認ができた量
- (5)合法性の確認方法及び追加的措置
- (6)譲渡しの措置、記録の保存、分別管理の状況、組織体制の状況
- (7)今後の取り組み方針

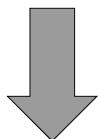
②家具、紙等の物品

- (1)家具、紙等の物品(種類)
- (2)伐採国
- (3)樹種
- (4)取扱量、うち合法性の確認ができた量
- (5)合法性の確認方法及び追加的措置
- (6)譲渡しの措置、記録の保存、分別管理の状況、組織体制の状況
- (7)今後の取り組み方針

6. 木材関連事業者登録について

登録に当たっては、登録実施機関との事前の相談(打合せ)が重要

- ・第一種で登録？第二種も一緒に登録？
- ・第二種で登録なら、事業所ごと？部署(製品)ごと？
- ・費用は？申請書の書き方は？…



登録実施機関にご相談ください。

- ・(公財)日本合板検査会 URL <http://www.jpic-ew.net/index.shtml>
- ・(公財)日本住宅・木材技術センター URL <http://www.howtec.or.jp/>
- ・(一財)日本ガス機器検査協会 URL <http://www.jia-page.or.jp/environment/>
- ・(一社)日本森林技術協会 URL <http://www.jafta.or.jp/contents/home/>
- ・(一財)建材試験センター URL <https://www.jtccm.or.jp/>
- ・(一社)北海道林産物検査会 URL <http://hokurinken.jp/>

6. 木材関連事業者登録について

クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録状況
(2019年3月12日現在)

登録件数 合計199件

【内訳】

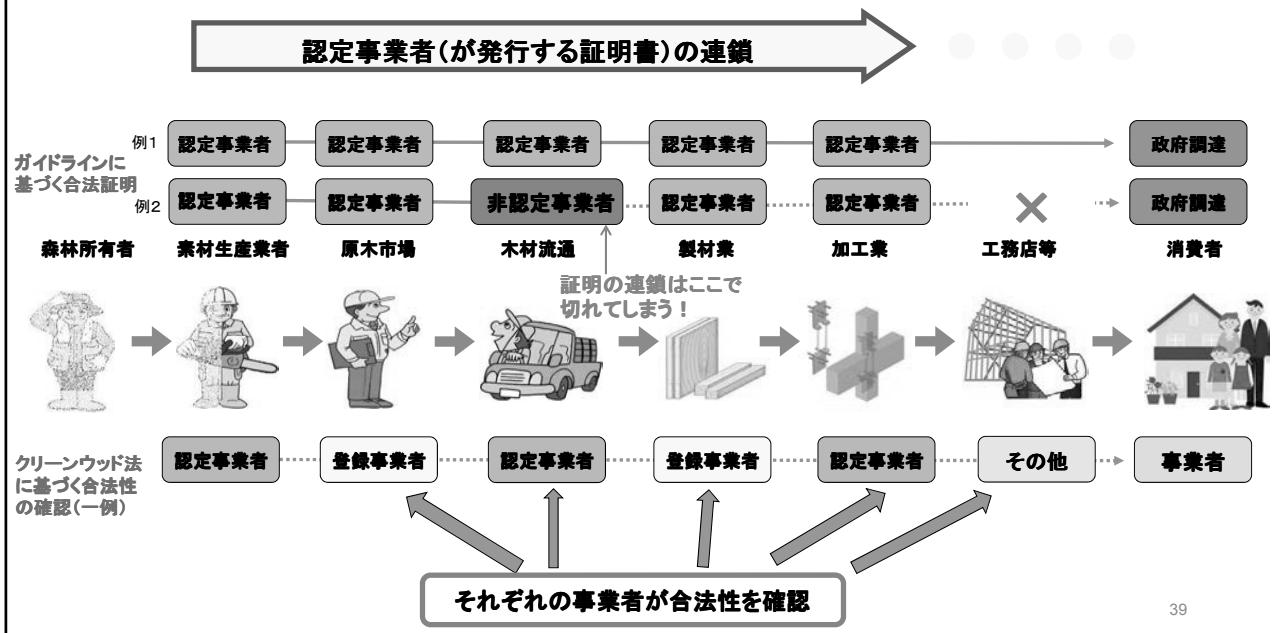
第一種木材関連事業 92件

(うち、第二種木材関連事業との同時登録は 76件)

第二種木材関連事業 107件

登録事業者の一覧は、各登録実施機関のHPに最新情報が掲載されている。上記の数字はそれを合計したもの。
また、クリーンウッド・ナビHPには、すべての登録実施機関の登録一覧(2019年2月28日時点のもの)が掲載されている。

7. まとめ（ガイドラインに基づく証明とクリーンウッド法の違い）



7. まとめ（ガイドラインに基づく証明とクリーンウッド法の違い）

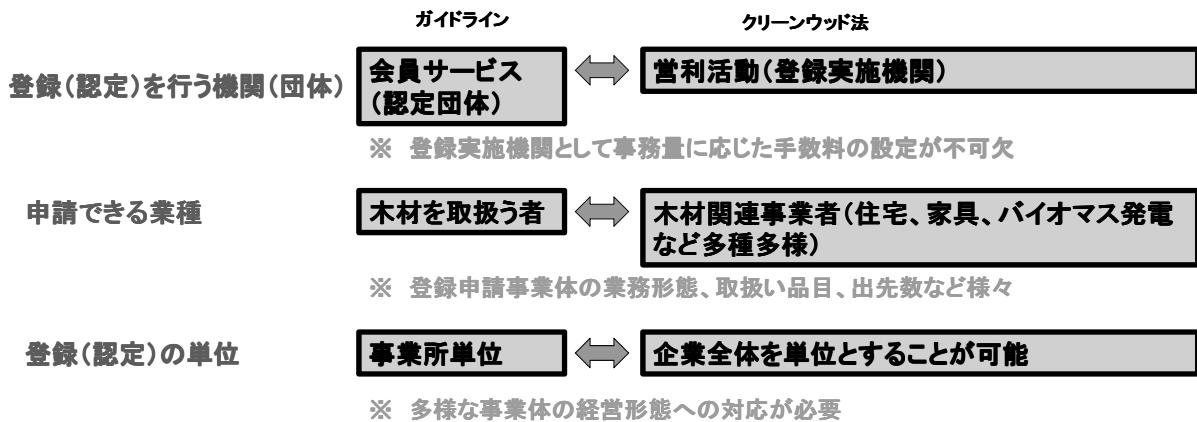
(1) クリーンウッド法で何が変わった？

	ガイドラインに基づく合法証明	クリーンウッド法
合法木材の利用	政府調達が対象	民需も対象（「事業者」の概念）
合法木材の供給	木材を取扱う者	住宅、家具、バイオマス発電など川下まで幅広くカバー
合法木材の証明	認定事業者が証明	すべての木材関連事業者が確認
	※ 登録事業者だけでなく、木材関連事業者全員に確認が求められている	
自己の行為の証明	受け取った証明書のリスクの確認（デュー・ディリジェンス）	

政府調達には今まで通りガイドラインに基づいた合法性の証明が必要。
クリーンウッド法では、木材関連事業者は合法性の確認を行う。

7. まとめ（ガイドラインに基づく証明とクリーンウッド法の違い）

(2) ガイドラインに基づく認定とクリーンウッド法に基づく登録



8. クリーンウッド法に関する情報提供

クリーンウッド・ナビ（林野庁ホームページの中に開設）

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/gocho/index.html>

[コンテンツ]

クリーンウッド法の概要；法律等、基本方針、合法性の確認等の取組方法、参考資料

国別情報；国産材、南洋材、北洋材、米材、その他(欧州連合(EU)、中国、チリ、メキシコ、ニュージーランド、韓国ほか)

登録実施機関の情報、登録一覧、法律の英語版など



合法伐採木材等に関する情報提供
クリーンウッド・ナビ
CLEAN WOOD

検索

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律
(通称「クリーンウッド法」)は、我が國又は他産国の、
森林に適合して伐採された樹木を木材とともに木製・その製品の
流通及び消費することを目的としています。 さらに、
本サイトでは、本法や合法伐採木材等に関する
情報を提供しています。

国別情報 ※国名をクリックすると各国のページが見られます。



クリーンウッド・ナビ

国別情報

クリーンウッド法の概要

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律
(通称「クリーンウッド法」)は、我が國又は他産国の、
森林に適合して伐採された樹木を木材とともに木製・その製品の
流通及び消費することを目的としています。 さらに、
本サイトでは、本法や合法伐採木材等に関する
情報を提供しています。

参考資料

(1)クリーンウッド法関連

- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律
木材関連事業者が合法性の確認等の取組を行なうに当たって、参考となるよう主務省が取りまとめたQ&A
- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律
木材関連事業者が合法性の確認等の取組を行なうに当たって、参考となるよう取りまとめたガイドライン
(PDF:299KB) [外部リンク]

家具関連事業者が合法性の確認等の取組を行なうに当たって、参考となるよう取りまとめたガイドライン。
平成29年(2017年)5月に、経済産業省が公表しています。

8. クリーンウッド法に関する情報提供

問合せ窓口

クリーンウッド法の制度にすること

林野庁林政部 木材利用課企画調整班 合法伐採木材利用推進担当
ダイヤルイン: 03-6744-2496 FAX: 03-3502-0305

クリーンウッド・ナビの掲載情報にすること

クリーンウッド・ナビ問合せ窓口

TEL: 03-3501-1169 FAX: 03-3501-1170 E-mail: cwinfo@ringyou.or.jp



クリーンウッド法に関する普及用資料(パンフレット、冊子等)…お近くの県木連か当会にお尋ねください

(参考) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会(東京2020)組織委員会の持続可能性調達基準(調達コード)に関する問合せについて

東京オリンピック・パラリンピック競技大会(東京2020)組織委員会では、木材を含む調達基準の情報をウェブサイトで公開していますので、ご参照ください。

東京2020組織委員会「持続可能性に配慮した調達コード」のウェブサイトはこちら

<https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/sus-code/>

また、調達基準の内容や運用等について不明な点がある場合は、組織委員会のコールセンターまでお問い合わせください。

お問い合わせ電話番号: 0570-09-2020(有料)
(受付時間: 9:00~17:00 土日祝日、年末年始を除く)

林野庁補助事業

平成 30 年度
木材関連事業者登録の推進事業
報告書

2019 年（平成 31 年）3 月

一般社団法人全国木材組合連合会
〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6F
TEL : 03-3580-3215 FAX : 03-3580-3226
URL : <http://www.zenmoku.jp>